

第2期南国市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

南国市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定にあたって	4
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5
第2章 南国市の子ども・子育てを取り巻く状況	8
1 統計による南国市の状況	8
2 将来推計人口の状況	19
3 アンケート調査結果の概要	20
4 第1期計画の評価	31
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本方針	40
3 施策の体系	41
第4章 事業計画	42
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	42
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	43
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	47
第5章 基本施策の推進	57
基本目標1 教育・保育及び子育て支援サービスの充実	57
基本目標2 切れ目のない子育て支援の推進	66
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	73
基本目標4 配慮が必要な子ども・家庭への支援	80
第6章 計画の推進にあたって	88
1 計画の推進体制	88
2 情報提供及び周知	88
3 計画の進捗管理及び評価	88
資料編	89
1 南国市子ども・子育て会議条例	89
2 南国市子ども・子育て会議条例	91

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会背景

平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、本市を含め、全国の市区町村では、第1期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

(2) 第1期南国市子ども・子育て支援事業計画

本市では、平成17年4月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「南国市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）及び、「南国市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

そして、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受けて、「南国市次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承しつつ、「南国市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるよう推進してきました。

(3) 計画策定の趣旨

本市ではこのたび、第1期計画の改定時期を迎え、本計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の増加に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第2期の「南国市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、本計画は「南国市総合計画」を上位計画とし、「南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「南国市教育振興基本計画」のほか、「健康なんこく 21 計画（きらり）」、「南国市食育推進計画」、「南国市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

(2) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法として成立されましたが、平成 26 年の改正によりさらに 10 年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

(3) 子どもの貧困対策計画との関係

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律は、令和元年 6 月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進することや計画を努力義務とすること等が追加されました。

本市では、子どもの貧困対策計画を本計画に内包されるものとして位置付け、施策・方針を推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

平成 22～26 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
南国市次世代育成 支援行動計画 (後期計画) 	第 1 期計画									
			中間 見直し		改定	第 2 期計画				改定

4 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	○未就学児童の保護者 ○小学生児童の保護者
調査実施期間	平成30年12月7日～12月25日
調査方法	郵送による配布・回収
調査数	○未就学児童の保護者 1,840世帯 ○小学生児童の保護者 150世帯
回収数（率）	○未就学児童の保護者 1,033世帯（56.1%） ○小学生児童の保護者 130世帯（86.7%）

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者からなる「南国市子ども・子育て会議」を設置、開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月から2月に南国市のホームページ等で計画案に対するパブリックコメントを実施しました。意見の提出はありませんでした。

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」と「児童手当」に分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
児童手当	支給事業継続

【地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）】

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	継続	保護者
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	継続	0～5歳
③妊婦健診事業	継続	保護者
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	継続	保護者
⑤養育支援訪問事業	継続	0～17歳
⑥子育て短期支援事業	継続	0～11歳
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	継続	0～11歳
⑧一時預かり事業	継続	0～5歳
⑨延長保育事業	継続	0～5歳
⑩病児保育事業	継続	0～11歳
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	継続	6～11歳
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施	—

【歳児の考え方】

種類	対象事業
0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の子ども

(2) 幼児教育・保育の無償化制度

満3歳から5歳までの子どもを対象として授業料、保育料全額が無償となりました。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となりますが、国の制度では、年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

南国市では、国の制度で免除とならない子どもの副食の費用を免除する施策を、独自に実施しております。

預かり保育の利用料については、南国市から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料を無償化に加え、月額上限額11,300円までの範囲で無償となります。

3歳（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳（小学校就学前）までの子どもが対象で、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（その場合の月額上限額は16,300円）。

(3) 子どもの認定区分

子どものための教育・保育給付認定に加えて、子育てのための施設等利用給付認定が新設されました。

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

新制度幼稚園、認定こども園を利用する際には、必ず教育・保育給付の1号認定を受け、支給認定証を交付されます。

預かり保育を利用する場合に無償化の対象となるためには、従来の1号認定とは別に無償化の実施に伴い新たに法制された子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。こちらは、子どもの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれており、預かり保育で無償化の対象となるためには、保育の必要性があることを要件とする新2号または新3号の認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

【施設等利用給付認定区分】

新1号認定	満3～5歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定	保育を必要とする理由に該当する3～5歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料を無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号認定	市町村民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

【保育が必要な理由】

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障害
④同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動（起業準備を含む）
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

第2章 南国市の子ども・子育てを取り巻く状況

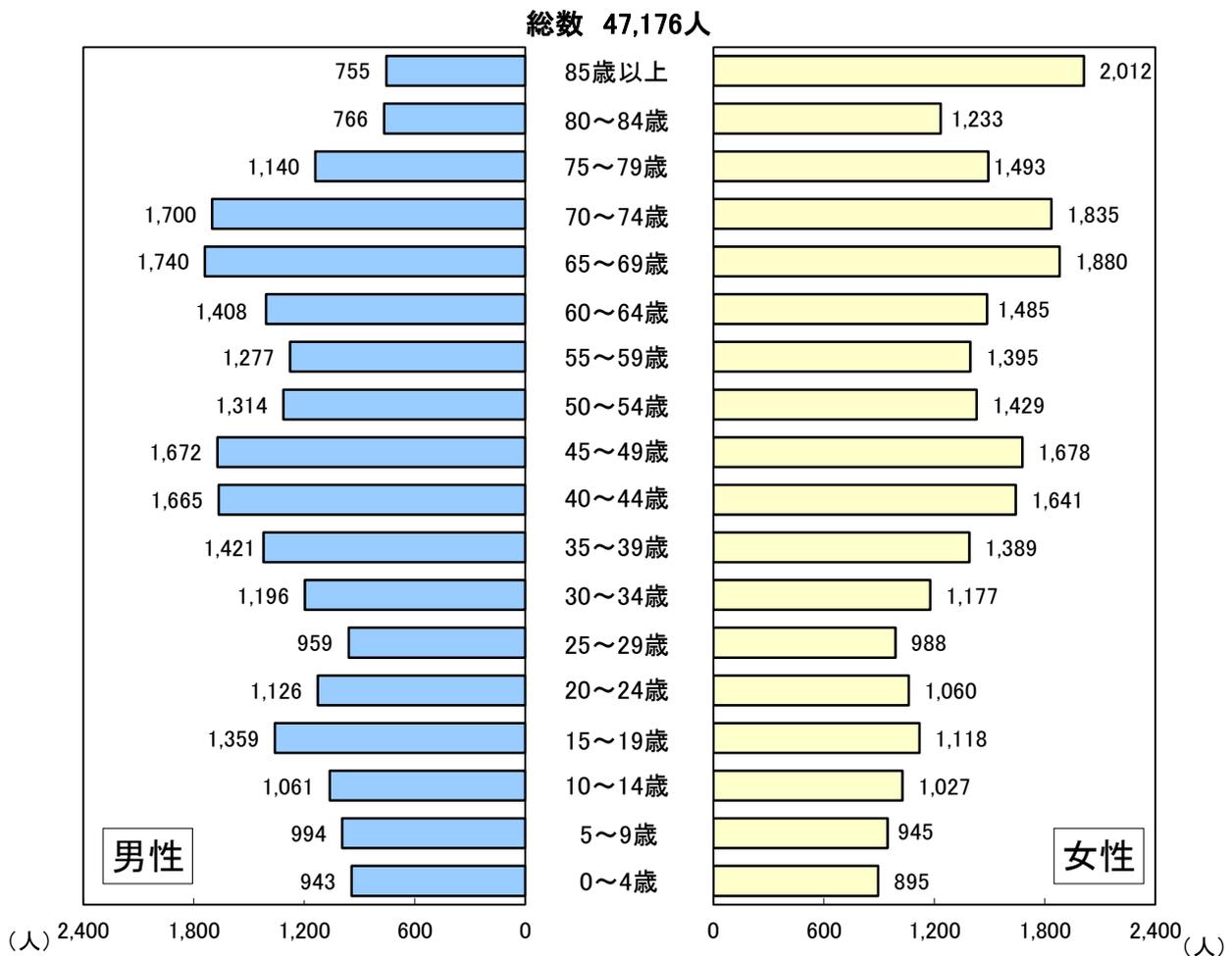
1 統計による南国市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上の高齢層、40歳代の人口が多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。特に20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

■人口ピラミッド



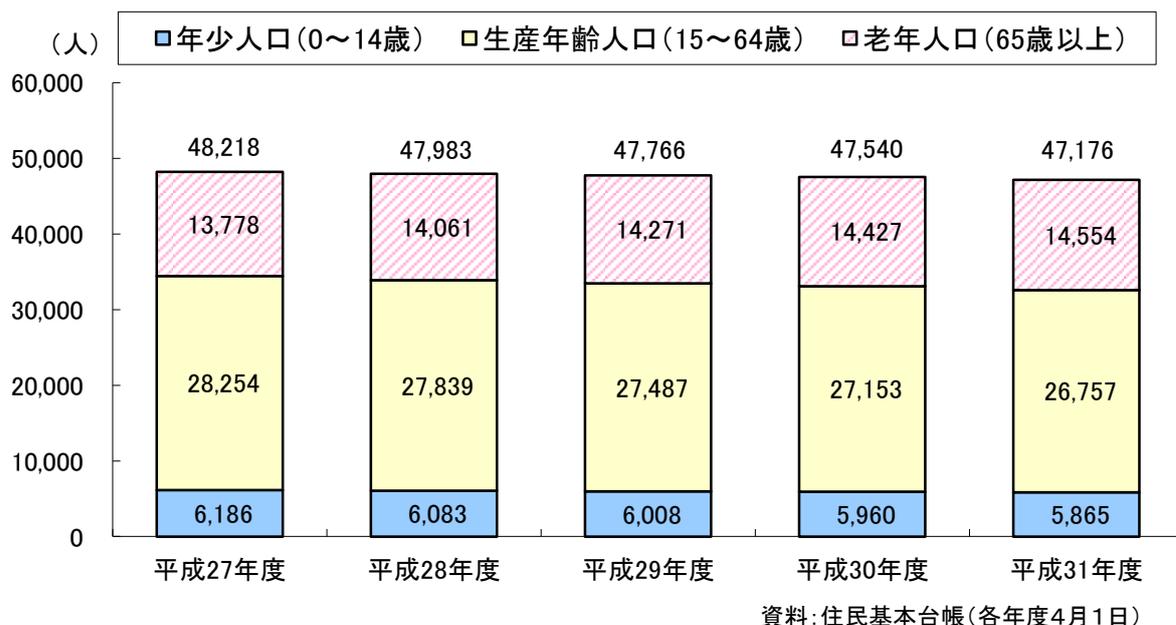
資料:住民基本台帳(平成31年度4月1日)

② 人口の推移

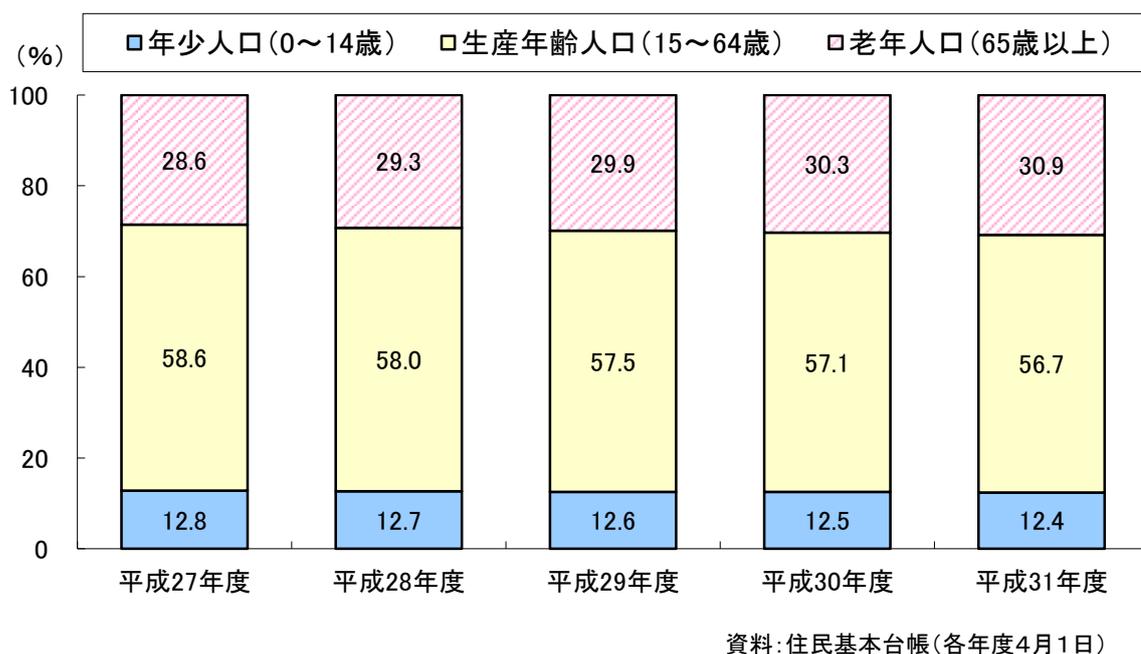
直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少、老年人口（65歳以上）が増加しており、総人口は減少を続けています。

年齢3区分人口割合は、平成31年度で年少人口12.4%、生産年齢人口56.7%、老年人口30.9%となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



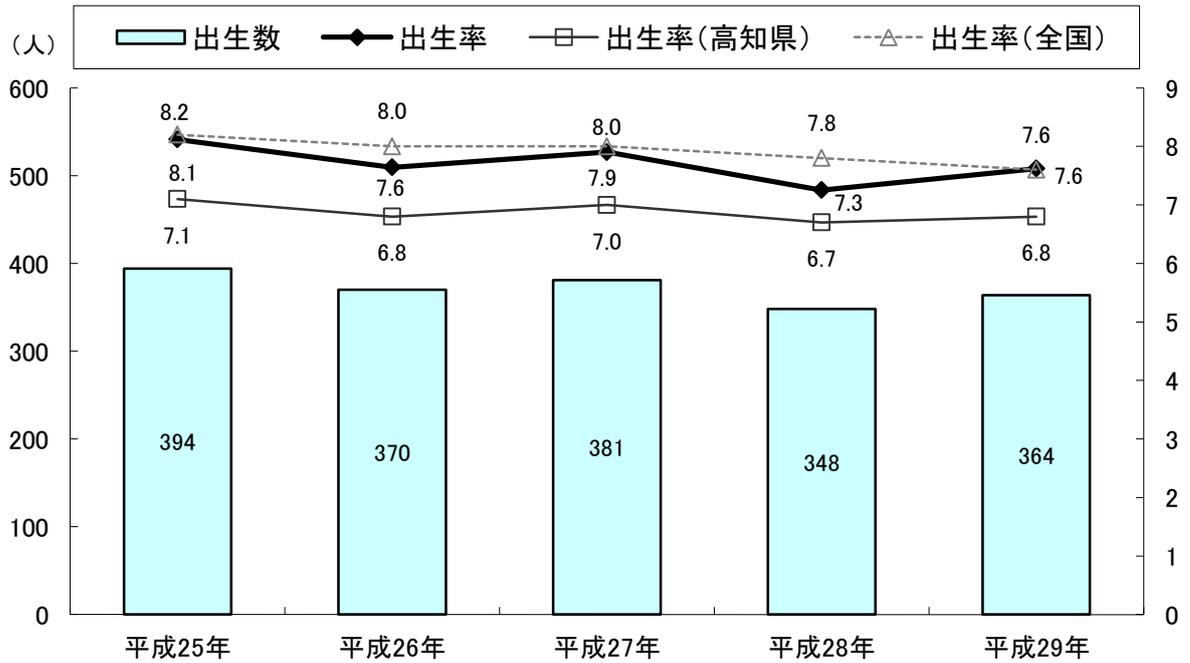
③ 出生の動向

本市の出生数は350人から400人程度で推移しており、増減を繰り返しています。

出生率をみると、高知県の出生率を上回り、全国の出生率をやや下回る値で推移していますが、平成29年には全国、本市ともに7.6となっています。

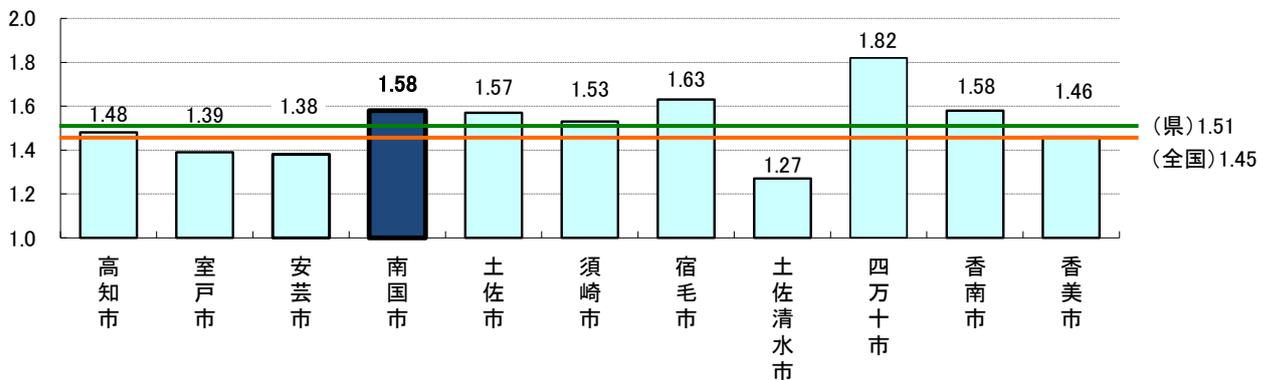
また、合計特殊出生率は、高知県の1.51、全国の1.45を上回る1.58となっています。

■出生数・出生率（人口千対）の推移



資料:人口動態統計、住民基本台帳

■県内市の合計特殊出生率の比較（平成27年）



資料:高知県健康づくり支援システム

④ 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減は、平成25年から29年にかけていずれもマイナスとなっています。一方、転入から転出を差し引いた社会増減は、平成27年を除きマイナスとなっており、人口増減は毎年170人から250人程度の減となっています。

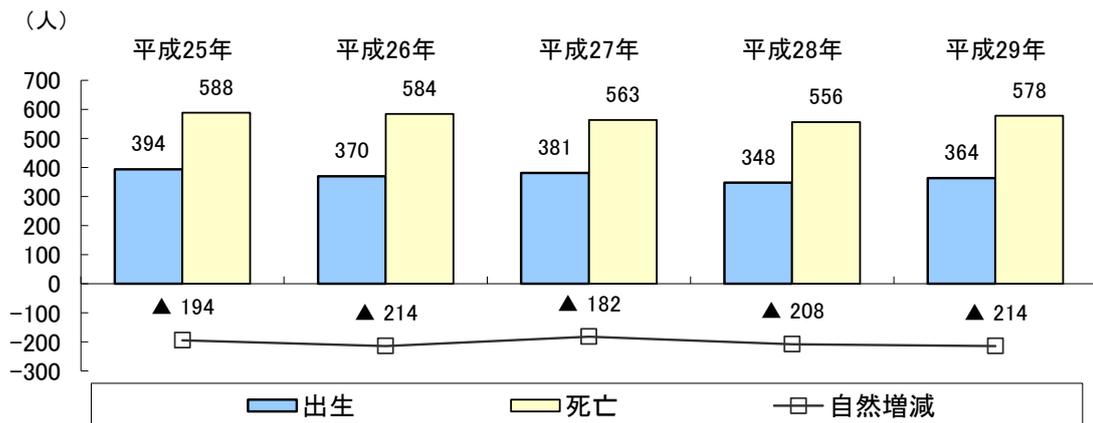
■人口動態の推移

(単位:人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲ 227	394	588	▲ 194	2,097	2,130	▲ 33
平成26年	▲ 247	370	584	▲ 214	2,097	2,130	▲ 33
平成27年	▲ 177	381	563	▲ 182	2,049	2,044	5
平成28年	▲ 239	348	556	▲ 208	2,022	2,053	▲ 31
平成29年	▲ 257	364	578	▲ 214	1,936	1,979	▲ 43

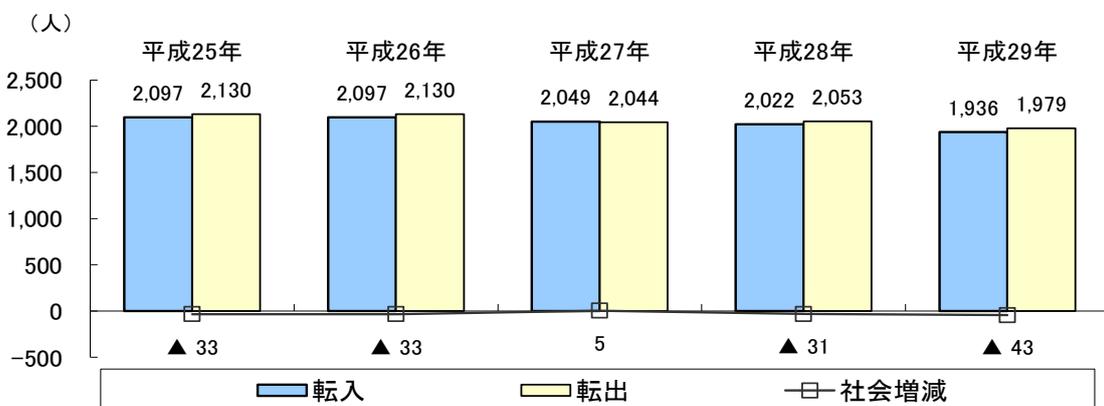
資料:人口動態統計、住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査

■自然動態の推移



資料:人口動態統計

■社会動態の推移



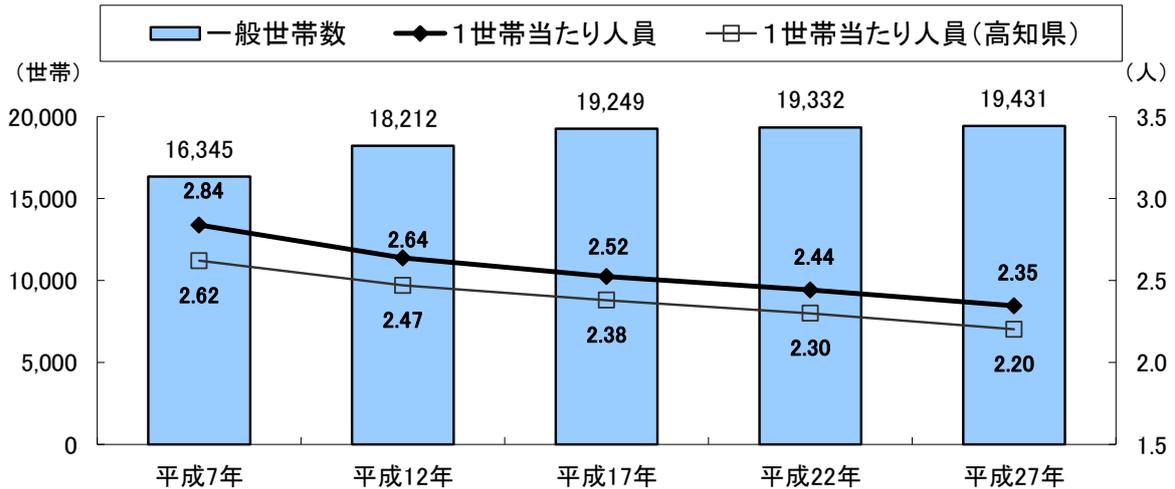
資料:住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査

⑤ 世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年には19,431世帯となっています。

一方、1世帯当たり人員は高知県の数値または人員を上回っていますが、単独世帯の増加、核家族化の進展などにより年々減少傾向にあり、平成7年の2.84人から平成27年には2.35人となっています。

■世帯数・世帯人員の推移



資料: 国勢調査

■世帯構成 (平成27年)

単位(世帯)

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
南国市	19,431	6,349	3,901	5,126	325	1,832	1,777	108	
	100%	32.7%	20.1%	26.4%	1.7%	9.4%	9.1%	0.6%	
高知県	100%	36.4%	21.4%	22.9%	1.6%	9.1%	7.8%	0.8%	
全国	100%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%	

資料: 国勢調査

■ひとり親世帯 (平成27年)

単位(世帯)

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		南国市	19,431	405	2.1%
高知県	318,086	5,986	1.9%	728	0.2%
全国	53,331,797	754,724	1.4%	84,003	0.2%

資料: 国勢調査

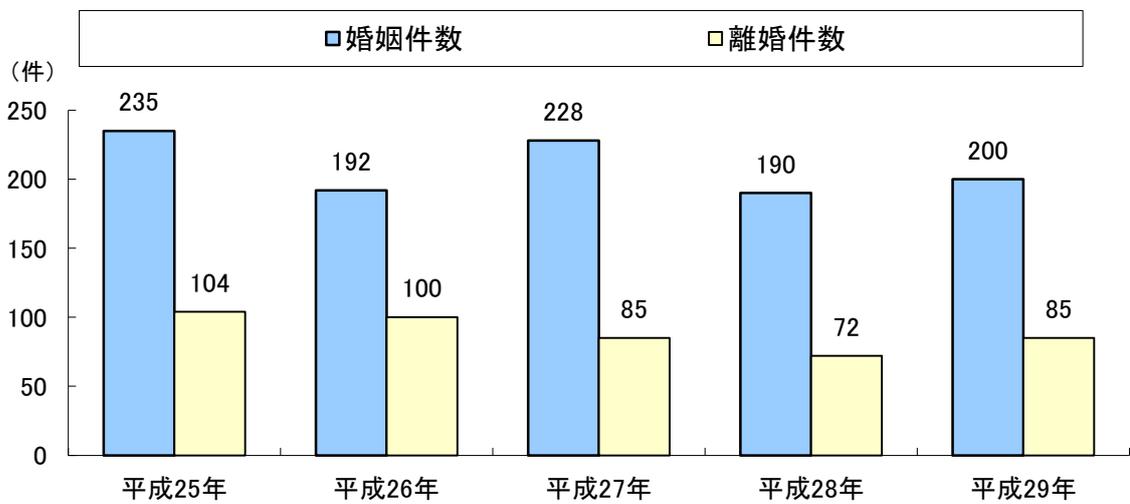
(2) 結婚・就業の動向

① 婚姻・離婚の動向

直近5か年の婚姻件数は200件前後で増減を繰り返しながら、平成25年の235件に比べ、平成29年では200件と減少しています。離婚件数は平成25年の104件をピークに減少傾向にありましたが、平成29年には13件増加し85件となっています。

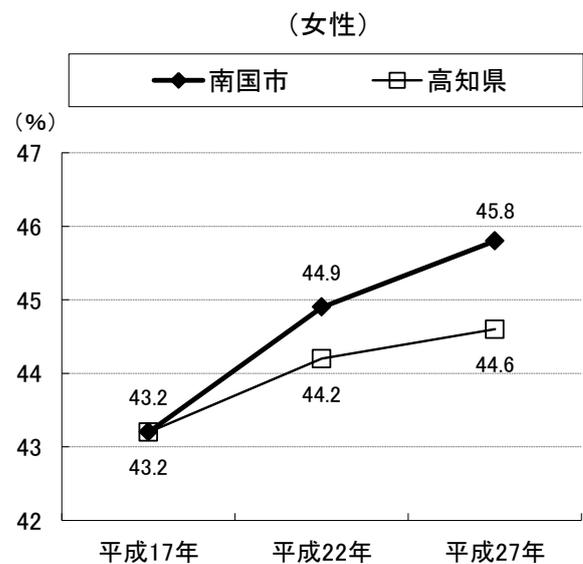
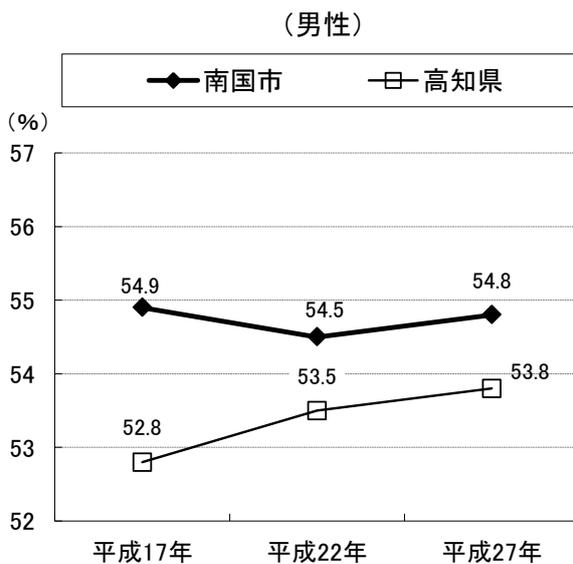
15～49歳の未婚率は、男性では大きな変化はみられませんが、女性では増加幅が大きく、平成27年には45.8%となっています。また、近年では男女ともに高知県の数値または率を上回る数値となっています。

■ 婚姻件数と離婚件数の推移



資料:人口動態統計

■ 未婚率（15～49歳）の推移



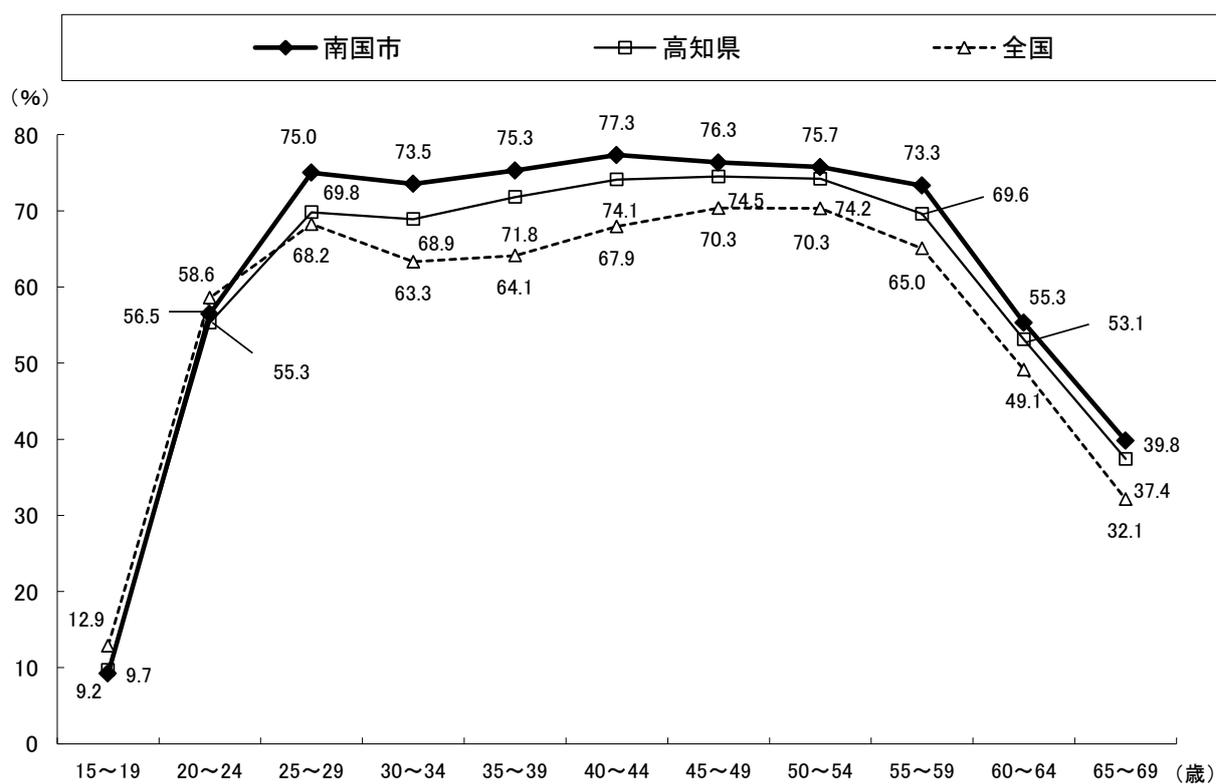
資料:国勢調査

② 女性就業率の状況（平成 27 年）

女性就業率の状況を見ると、全国においては、婚姻や出産を機に職を離れる人が多いことを示す『M字カーブ』が描かれていますが、本市においてはわずかにしかみられません。

また、25 歳以上の年齢層では、全国、高知県に比べて就業率が高く、婚姻後、出産後も変わらず就労する女性が多いことがうかがえます。

■女性の就業率（平成 27 年）



資料：国勢調査

(3) 保育所(園)及び幼稚園の状況

① 認可保育所(園)の状況

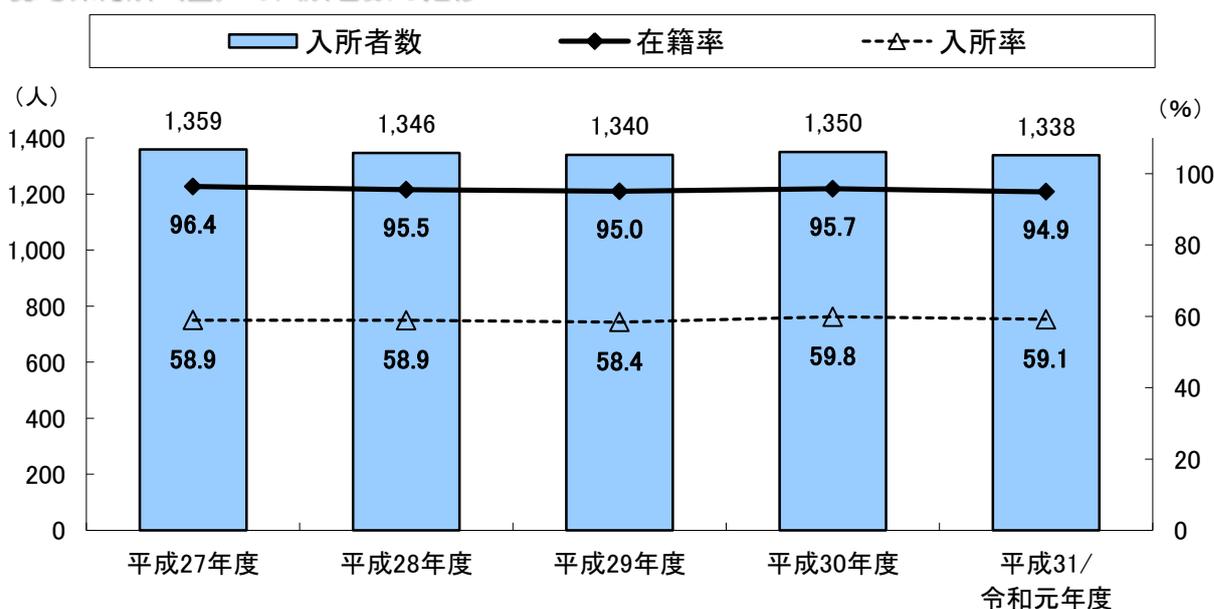
本市の認可保育所(園)は15か所、定員数は1,410人となっています。3～5歳の未就学児童数は、平成27年度より増加しているものの、0～2歳は減少しており、それぞれの年齢での入所者数も同様の傾向となっています。全体の在籍率は平成31/令和元年度には若干減少していますが、入所率は平成27年度の58.9%から平成31/令和元年度には59.1%とほぼ横ばいとなっています。

■認可保育所(園)の定員数と入所児童数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度
認可保育所(園)数(か所)		15	15	15	15	15
定員数(人)		1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
入所者数 (人)	0～2歳	564	569	557	542	532
	3～5歳	795	777	783	808	806
	計	1,359	1,346	1,340	1,350	1,338
在籍率	0～2歳	40.0%	40.4%	39.5%	38.4%	37.7%
	3～5歳	56.4%	55.1%	55.5%	57.3%	57.2%
	計	96.4%	95.5%	95.0%	95.7%	94.9%
未就学児童 総数(人)	0～2歳	1,175	1,109	1,120	1,077	1,094
	3～5歳	1,132	1,177	1,176	1,179	1,169
	計	2,307	2,286	2,296	2,256	2,263
入所率	0～2歳	48.0%	51.3%	49.7%	50.3%	48.6%
	3～5歳	70.2%	66.0%	66.6%	68.5%	68.9%
	計	58.9%	58.9%	58.4%	59.8%	59.1%

資料:南国市子育て支援課

■認可保育所(園)の入所者数の推移

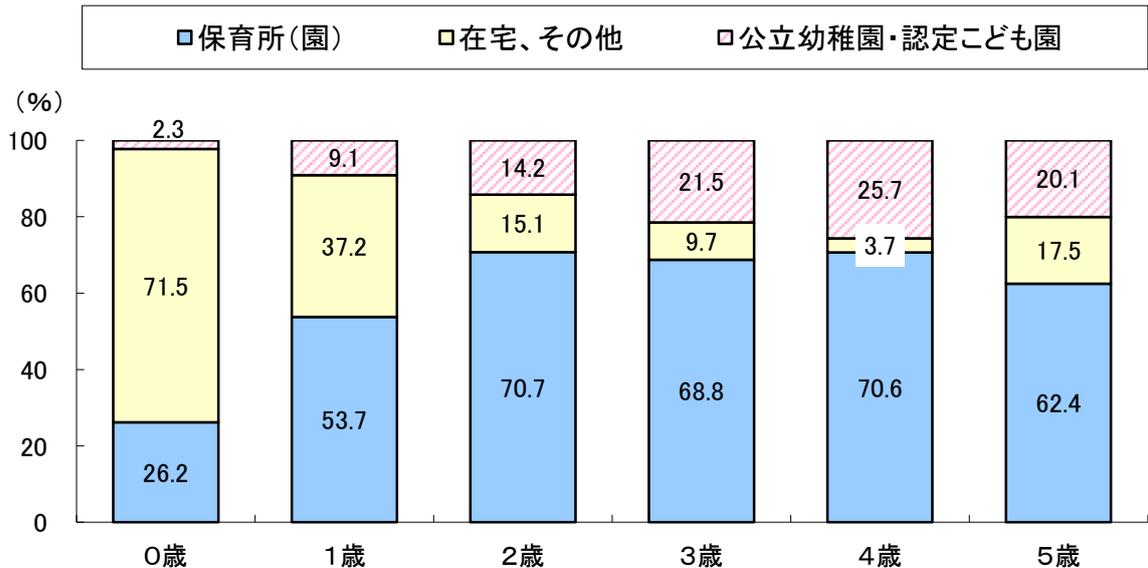


資料:南国市子育て支援課

未就学児童の年齢別の居場所（平成30年度）については、0歳児では26.2%が保育所（園）に入所しており、1歳児では5割以上、2歳以上の児童では約6～7割が入所しています。

3歳児以上になると、幼稚園・認定こども園に通う児童が2割以上を占め、特に4歳児においては、保育所（園）または幼稚園等に属している児童は96.3%と大半を占めています。

■未就学児童の年齢別の居場所（平成30年度）



※「その他」⇒市内小規模保育施設や市外認定こども園等

資料：南国市子育て支援課

② 市内公立幼稚園・認定こども園の状況

入園児童数の推移をみると、公立幼稚園（たちばな幼稚園）では平成28年度の94人から平成31/令和元年度には88人と減少し、認定こども園でも入園児童数は減少傾向にあります。

未就学児童（3～5歳）総数に対する利用率をみると、平成28年度の15.97%から平成31/令和元年度では12.40%へと大きく減少しています。

■幼稚園・認定こども園の入園児童数の推移

単位（人、%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度
市内公立幼稚園(たちばな幼稚園)	94	102	97	88
認定こども園(1号認定)	94	83	67	57
合計	188	185	164	145
未就学児童(3～5歳)総数	1,177	1,176	1,179	1,169
利用率	15.97	15.73	13.91	12.40

資料：南国市子育て支援課

(4) 主な子育て支援施策の概況

① 子育て支援サービス

本市では、地域子育て支援センターを5か所設置しています。利用延べ人数は「ひよこルーム（保健福祉センター）」については平成30年度まで増加を続けている一方、「にじいろ（岡豊保育園）」では減少傾向にあり、その他の各センターについては、平成27年度から増減を繰り返しながら推移しています。

平成31/令和元年度の利用延べ人数は、平成30年度に比べて概ね全体的に減少すると見込まれています。

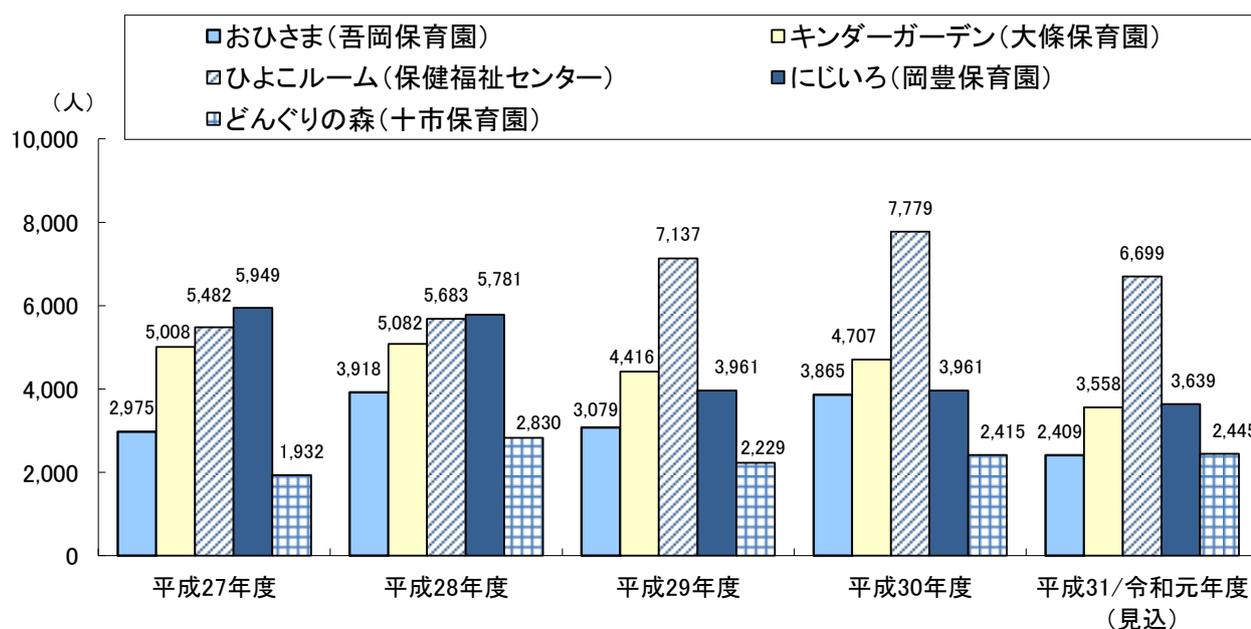
■地域子育て支援センターの利用人数（延べ人数）

単位(人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度(見込)
おひさま(吾岡保育園)	2,975	3,918	3,079	3,865	2,409
キンダーガーデン(大條保育園)	5,008	5,082	4,416	4,707	3,558
ひよこルーム(保健福祉センター)	5,482	5,683	7,137	7,779	6,699
にじいろ(岡豊保育園)	5,949	5,781	3,961	3,961	3,639
どんぐりの森(十市保育園)	1,932	2,830	2,229	2,415	2,445

資料:南国市子育て支援課

■各センターの利用人数の推移



資料:南国市子育て支援課

② 保育サービス

平成31/令和元年度の保育サービスの実施状況は、0歳児保育8か所、延長保育9か所、土曜午後保育8か所、病後児保育1か所となっています。また、障害児保育については、希望者全員の受入体制を取っています。

■保育サービスの実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度
通常保育(か所)	15	15	15	15	15
0歳児保育(か所)	8	8	8	8	8
延長保育(か所)	9	9	9	9	9
土曜午後保育(か所)	8	8	8	8	8
病後児保育(か所)	1	1	1	1	1
障害児保育	希望者 全員受入	希望者 全員受入	希望者 全員受入	希望者 全員受入	希望者 全員受入

資料:南国市子育て支援課

③ 子育て支援ネットワーク

育児サークルでは、仲間づくりや情報交換、ボランティア活動等、主に就学前児童の保護者を対象に、それぞれ独自の内容で実施しています。

地域では、民生児童委員、主任児童委員が地域住民の相談に応じたり、南国市社会福祉協議会が関係機関との調整を図るなど、必要な支援が行われています。

■民生児童委員数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度
民生児童委員(人)	132	132	132	132	133
主任児童委員(人)	10	10	10	10	10

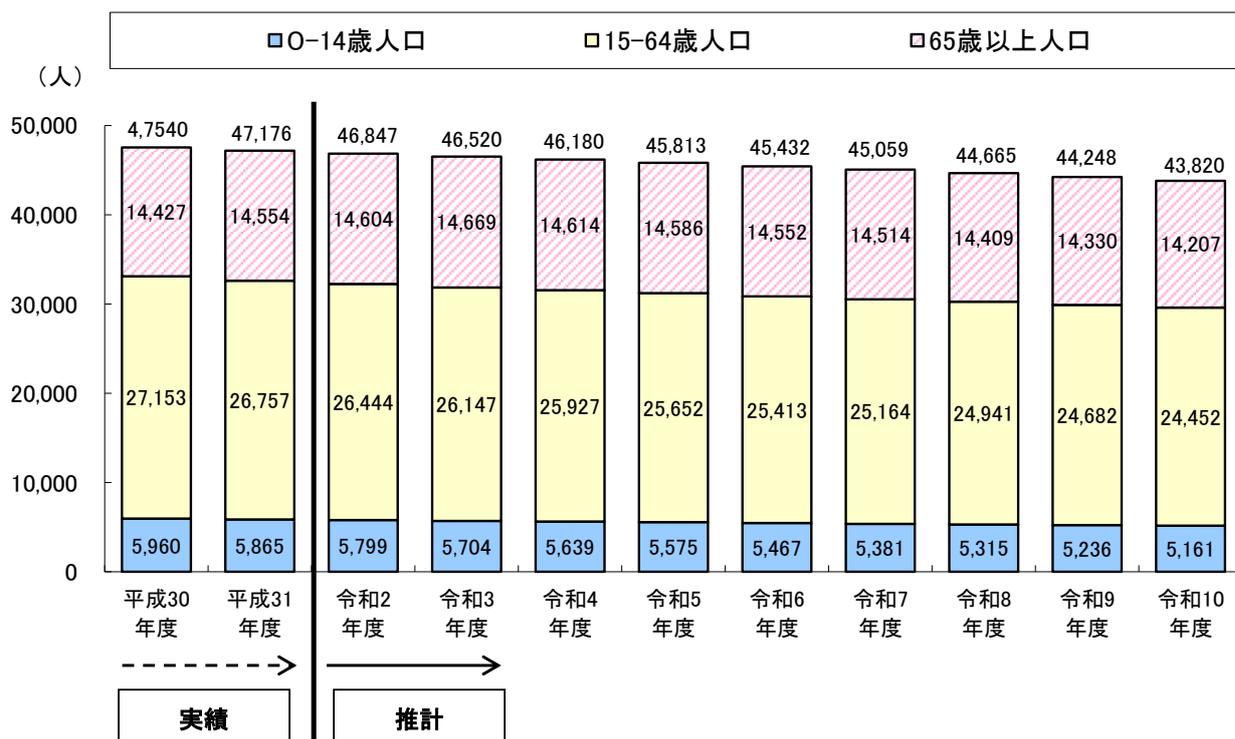
資料:南国市福祉事務所

2 将来推計人口の状況

将来の人口を推計(*)すると、総人口は年々減少し、令和10年度には43,820人との推計となっており、特に0～14歳、15～64歳の減少が著しくなっています。

また、0歳児～11歳児の児童推計人口は、計画の最終年度である令和6年度で0～5歳が2,051人、6～8歳が1,095人、9～11歳が1,162人で、11歳までの子どもの人口は合計4,308人となります。

■令和10年度までの人口推計



資料:【実績】住民基本台帳(各年度4月1日)

*【推計】平成27～31年度実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

■令和6年度までの児童推計人口<0歳児～11歳児>

単位(人)

計人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口推計	46,847	46,520	46,180	45,813	45,432
0歳児推計人口	345	341	333	326	318
1・2歳児推計人口	734	713	701	689	673
3～5歳児推計人口	1,111	1,107	1,084	1,086	1,060
0～5歳児推計人口	2,190	2,161	2,118	2,101	2,051
6～8歳児推計人口	1,160	1,160	1,167	1,100	1,095
9～11歳児推計人口	1,202	1,153	1,126	1,164	1,162

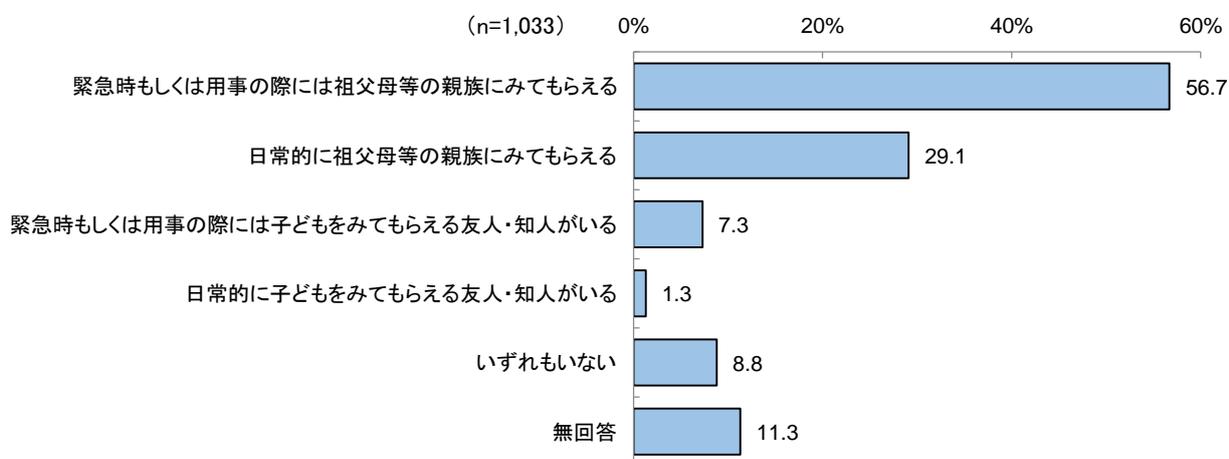
3 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

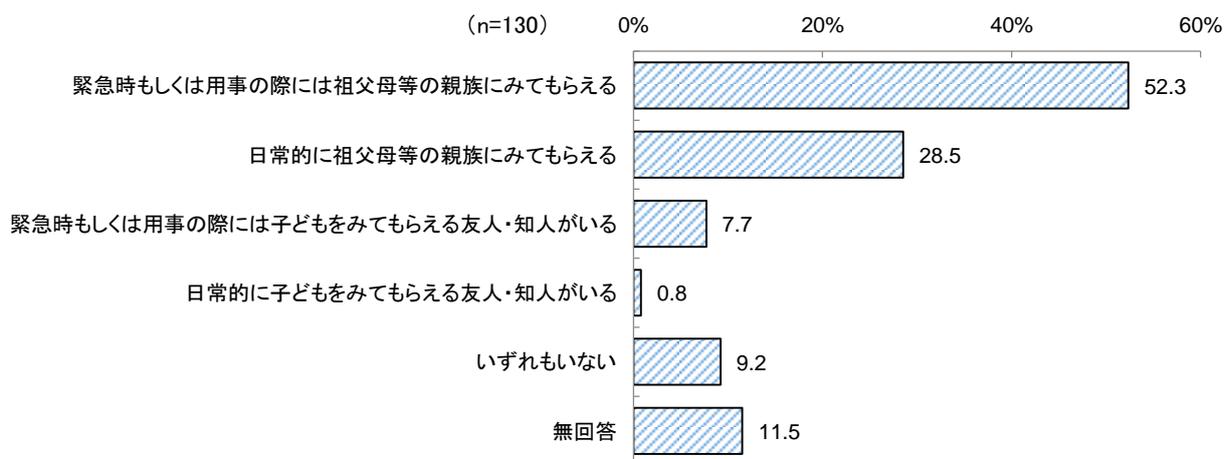
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児童、小学生の保護者ともに、5割以上の方が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人は、未就学児童の保護者、小学生の保護者ともに3割未満となっています。

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

【未就学児童の保護者】



【小学生の保護者】

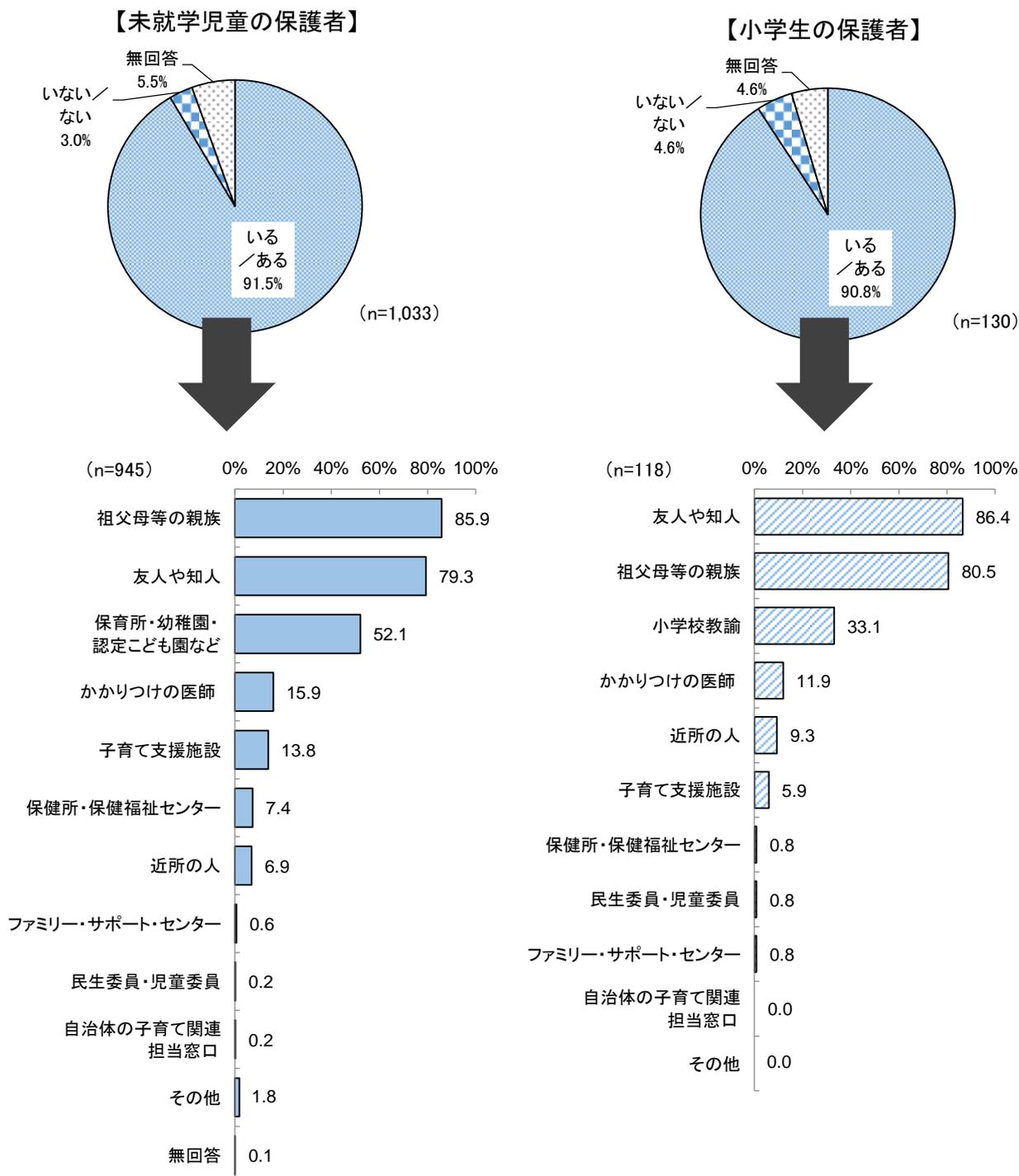


(2) 子育てをする上で相談できる人(場所)の有無・相談先

子育て(教育を含む)をする上で相談できる人(場所)の有無については、約9割の人が、相談できる人(場所)が「いる/ある」と回答しています。

子育て(教育を含む)に関しての相談先については、親族や友人が主な相談相手となっており、続いて、未就学児童の保護者では「保育所・幼稚園・認定こども園など」、小学生の保護者では「小学校教諭」などとなっています。

◆子育てをする上で相談できる人(場所)の有無・相談先

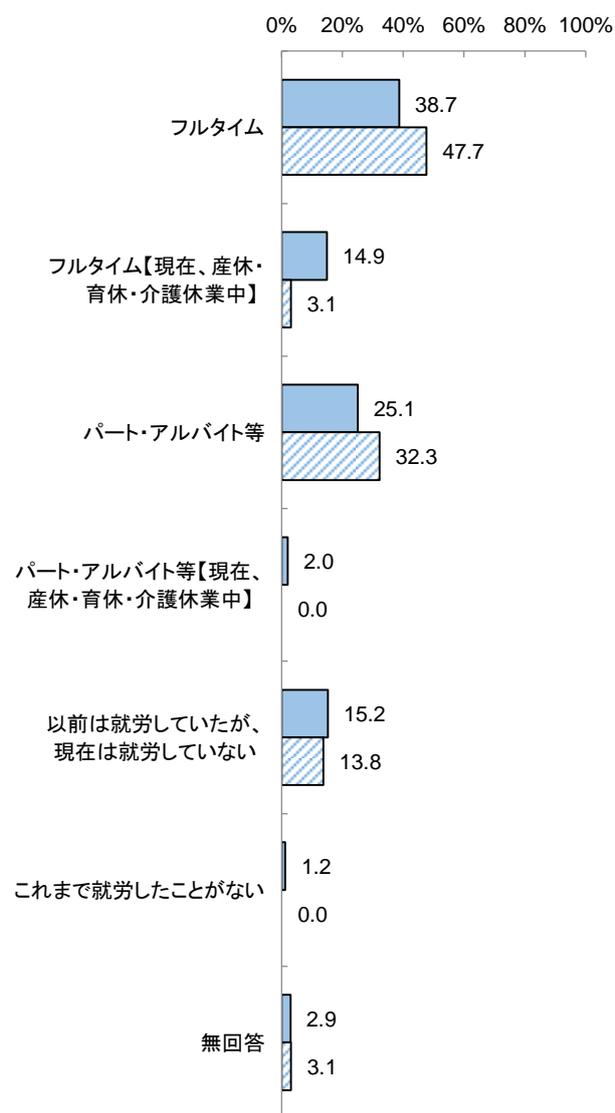


(3) 保護者の就労状況

保護者の就労状況については、「フルタイム」で働く母親の割合は、未就学から小学生へと子どもが成長するにつれ増加しており、「パート・アルバイト等」勤務の割合も同様の傾向となっています。未就学児童の母親の63.8%、小学生の母親の80.0%が現在も就労中という結果となっており、未就学児童の母親の16.9%が産休、育休、介護休業中となっています。

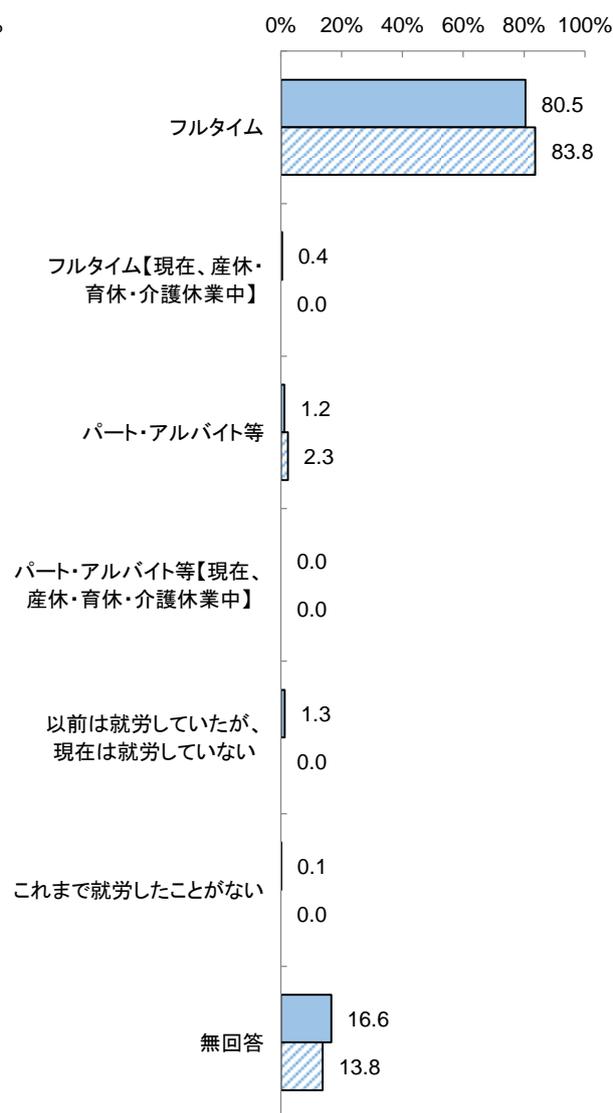
父親の就労状況は、「フルタイム」が8割以上を占めています。

◆母親の就労状況



■ 未就学児童の保護者 (n=1,033)
□ 小学生の保護者 (n=130)

◆父親の就労状況

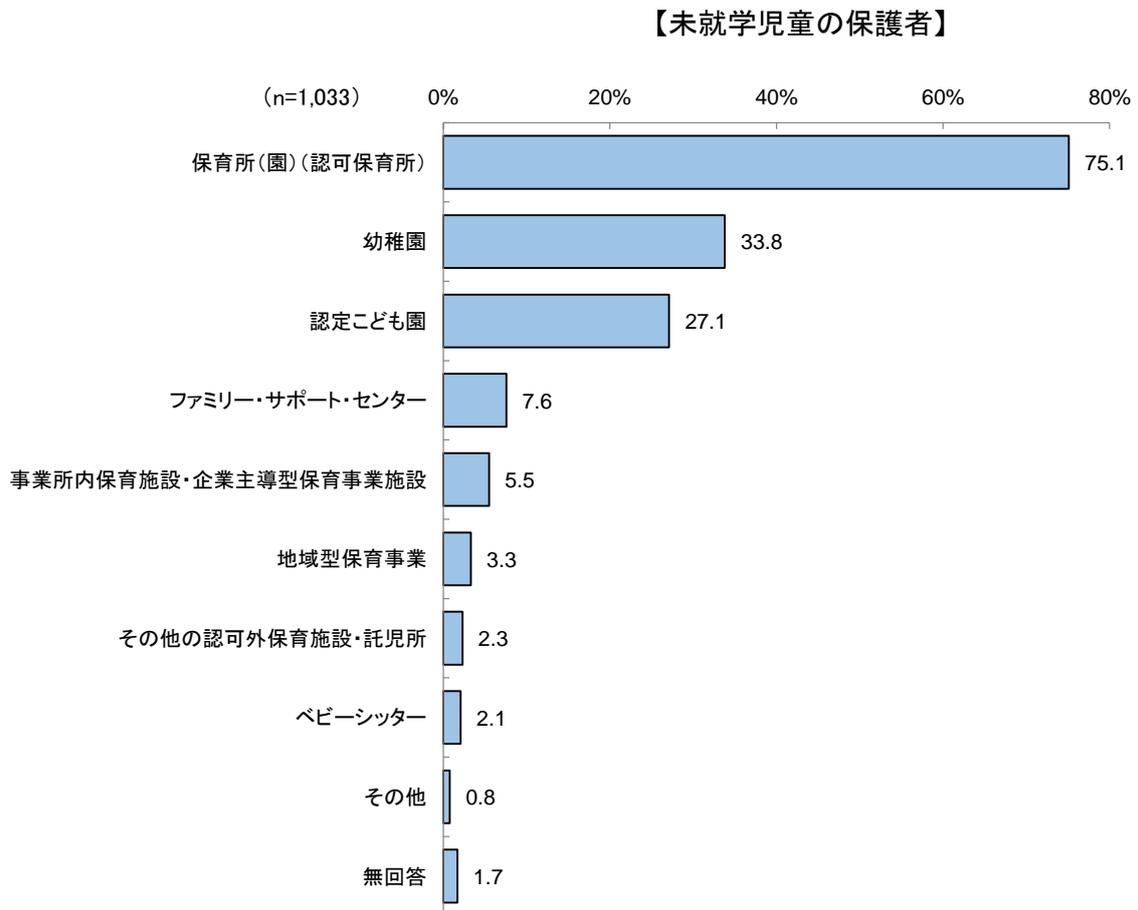


■ 未就学児童の保護者 (n=1,033)
□ 小学生の保護者 (n=130)

(4) 平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業

平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業については、「保育所（園）（認可保育所）」（75.1%）の利用希望が7割を超えており、次いで「幼稚園」（33.8%）、「認定こども園」（27.1%）などとなっています。

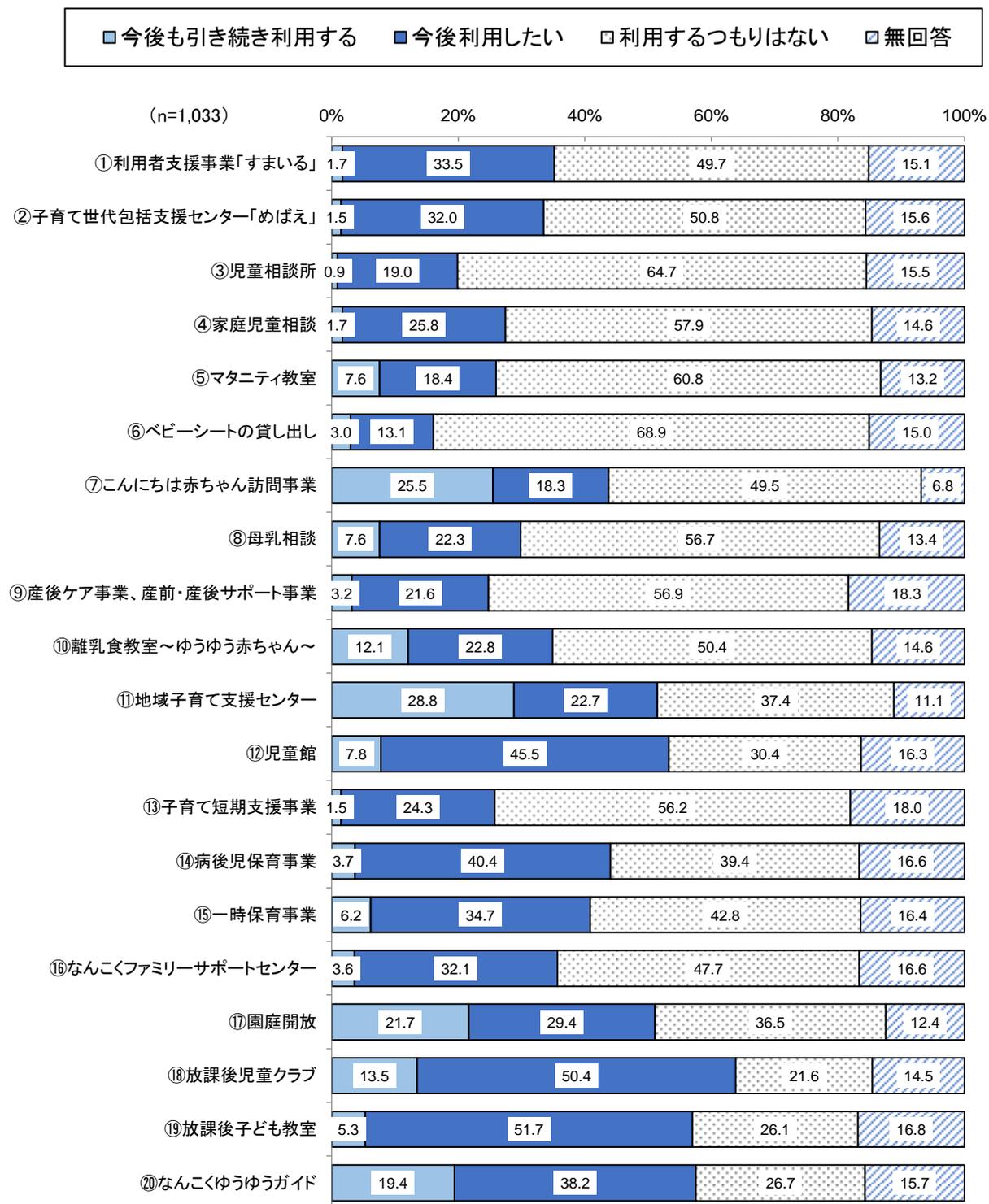
◆平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業



(5) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

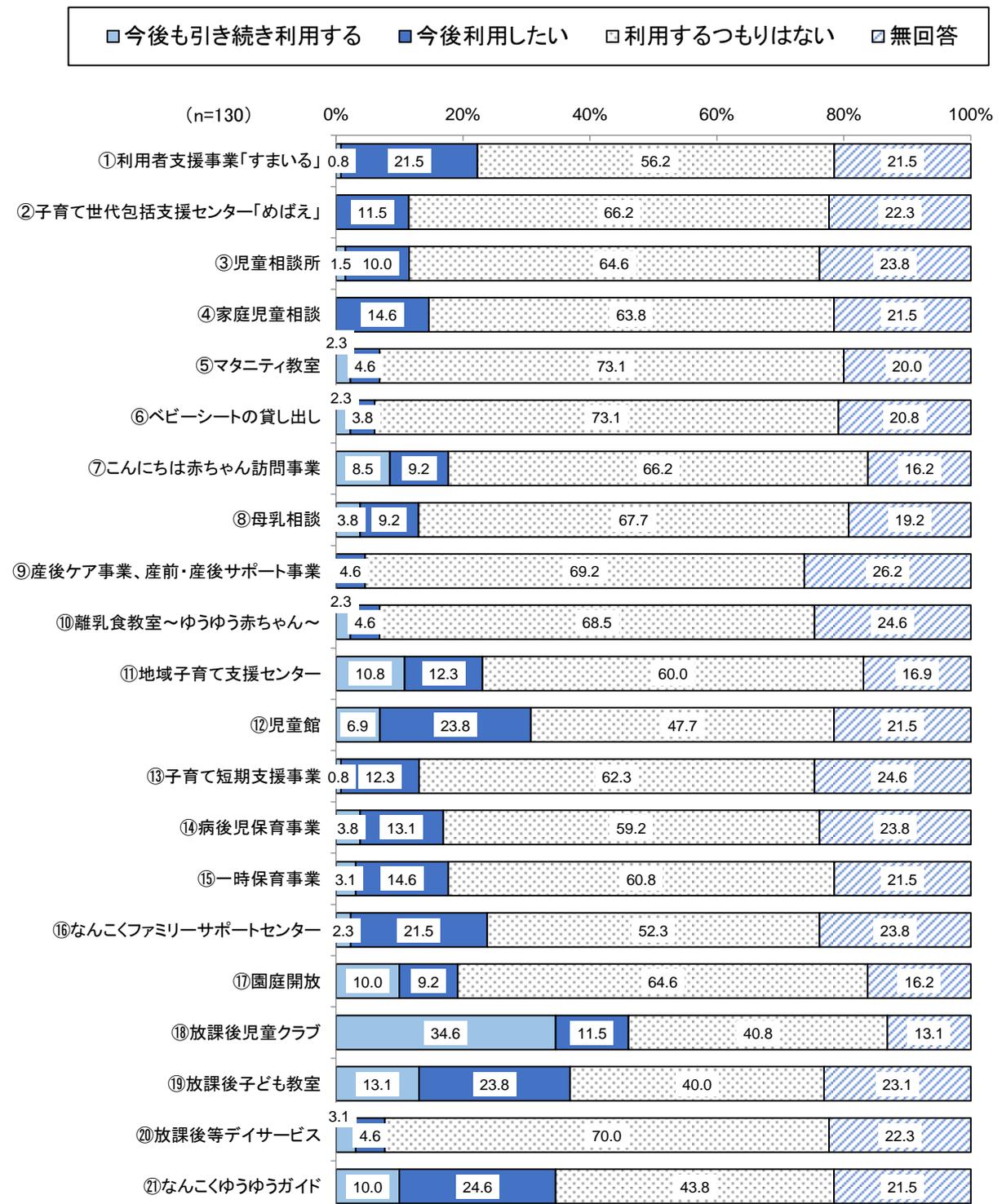
未就学児童の保護者における、地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望が多い事業は、⑪地域子育て支援センター、⑫児童館、⑰園庭開放、⑱放課後児童クラブ、⑲放課後子ども教室、⑳なんこくゆうゆうガイドなどとなっています。

◆地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望 【未就学児童の保護者】



小学生の保護者における、地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望が多い事業は、⑫児童館、⑱放課後児童クラブ、⑲放課後子ども教室、㉑なんこくゆうゆうガイドなどとなっていますが、その割合は未就学児童の保護者の調査結果に比べて低い傾向にあります。

◆地域子育て支援拠点事業の認知度・利用状況 【小学生の保護者】

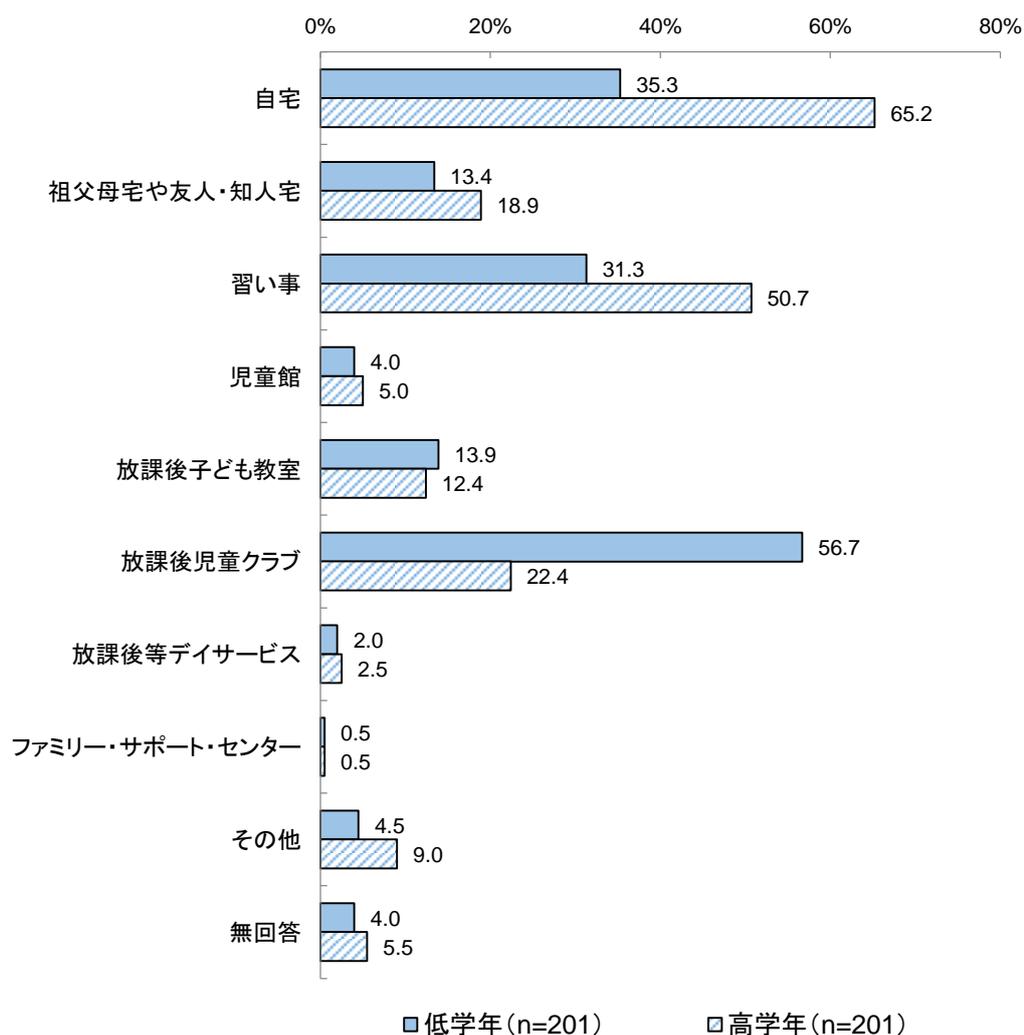


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

未就学児童（5歳以上のみ）の保護者が、小学校就学後に子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、小学校低学年では「放課後児童クラブ」の希望者が5割を超えており、次いで「自宅」、「習い事」などとなっています。

小学校高学年では「放課後児童クラブ」の割合は減少し、「自宅」、「習い事」などの希望が多くみられます。

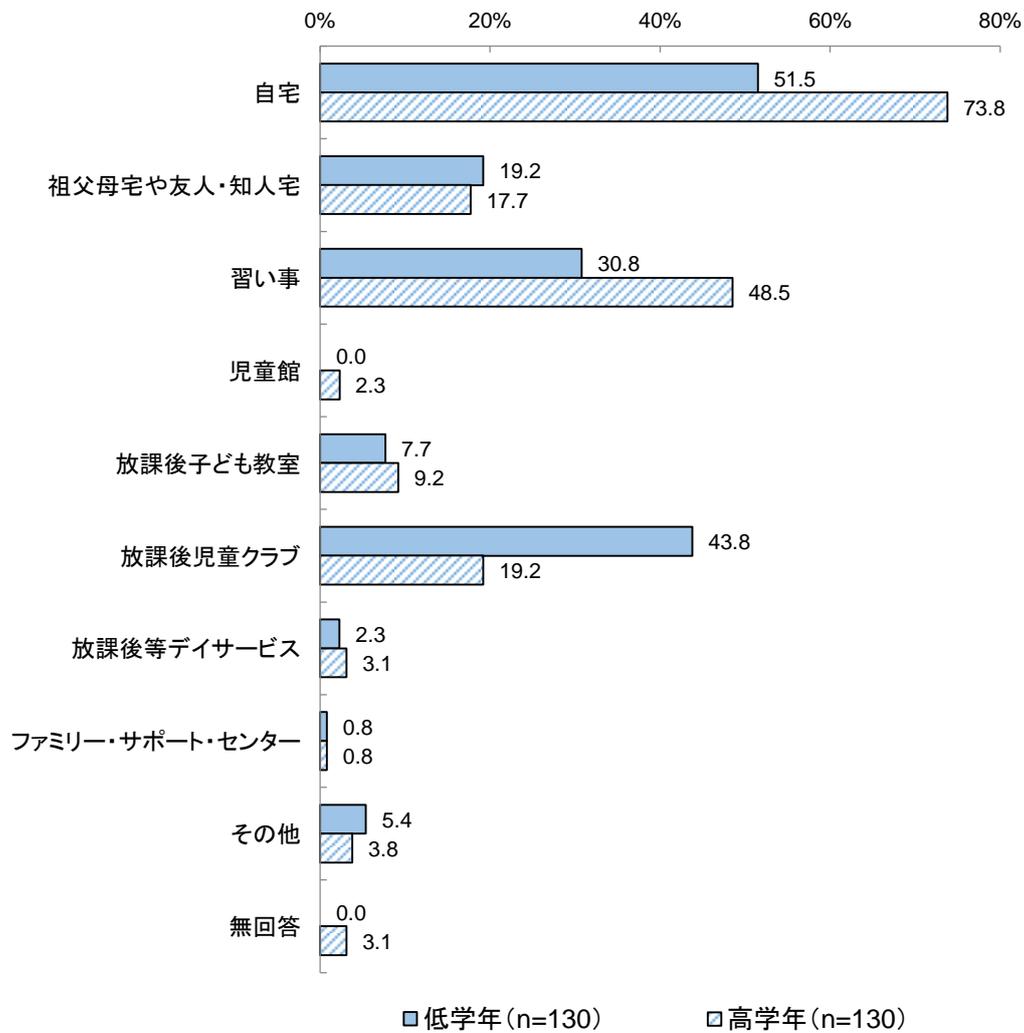
◆小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望 【未就学児童（5歳以上のみ）の保護者】



小学生の保護者が、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、小学校低学年では「自宅」、「放課後児童クラブ」、「習い事」の希望者が多くなっています。

小学校高学年では「自宅」の割合がさらに増加し、7割を超えています。次いで「習い事」となっており、「放課後児童クラブ」の割合は2割未満と低くなっています。

◆放課後の過ごさせ方の希望 【小学生の保護者】

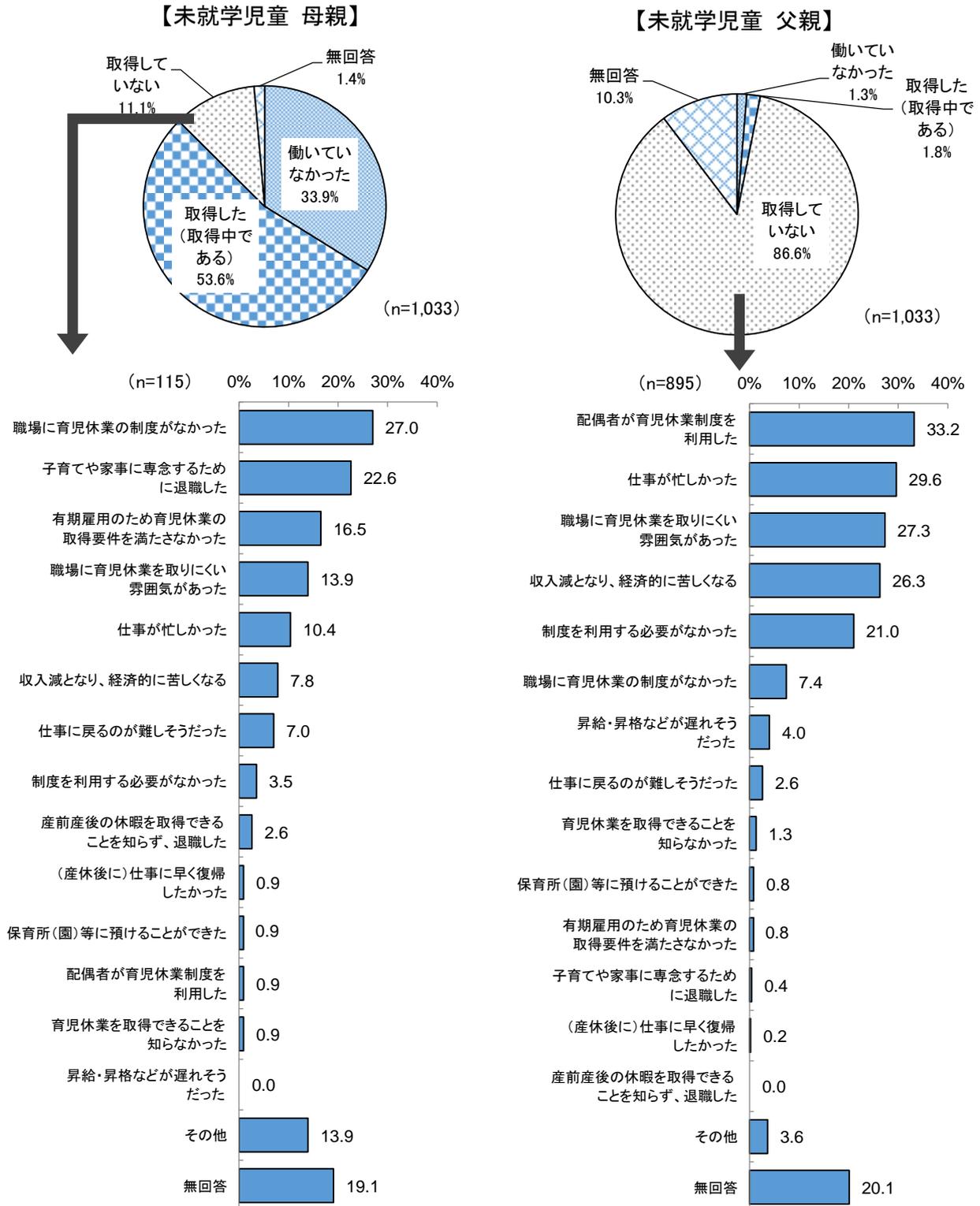


(7) 育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況については、母親では「取得した（取得中である）」が53.6%を占めているのに対し、父親ではわずか1.8%と低く、「取得していない」が大半を占めています。

また、育児休業を取得していない理由は、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」などが主な理由となっています。

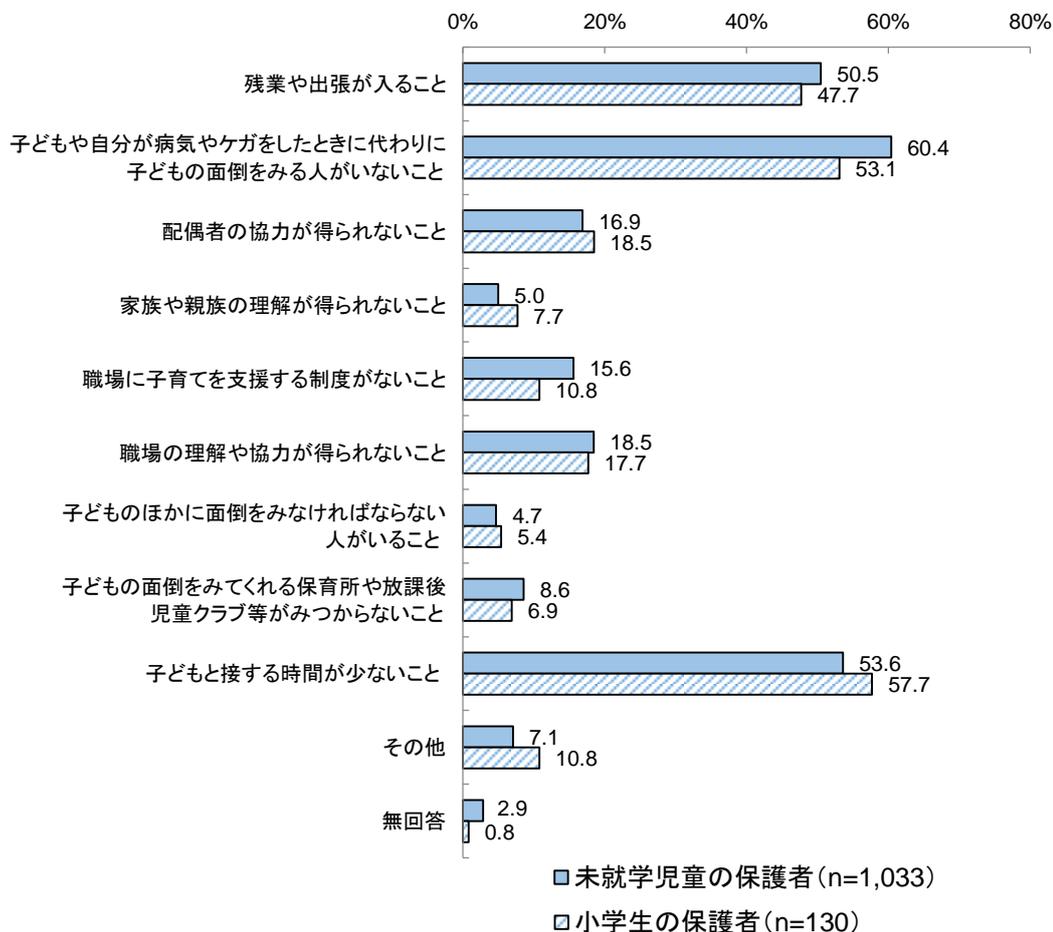
◆育児休業の取得状況・取得していない理由



(8) 仕事と子育ての両立について大変だと思うこと

仕事と子育ての両立について、大変だと思うことについては、未就学児童及び小学生の保護者ともに、残業や出張が入ることや、子どもが病気の際に面倒をみる人がいない、子どもと接する時間が少ないなどが共通の問題点としてあげられています。

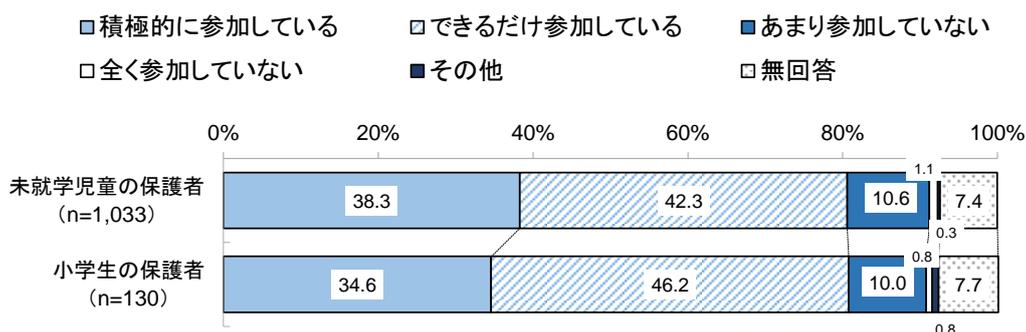
◆仕事と子育ての両立について大変だと思うこと



(9) 父親の子育てへの参加状況

父親の子育てへの参加状況については、「できるだけ」または、「積極的に」参加しているとの回答が多く、父親の子育てへの参加率は約8割を占めています。

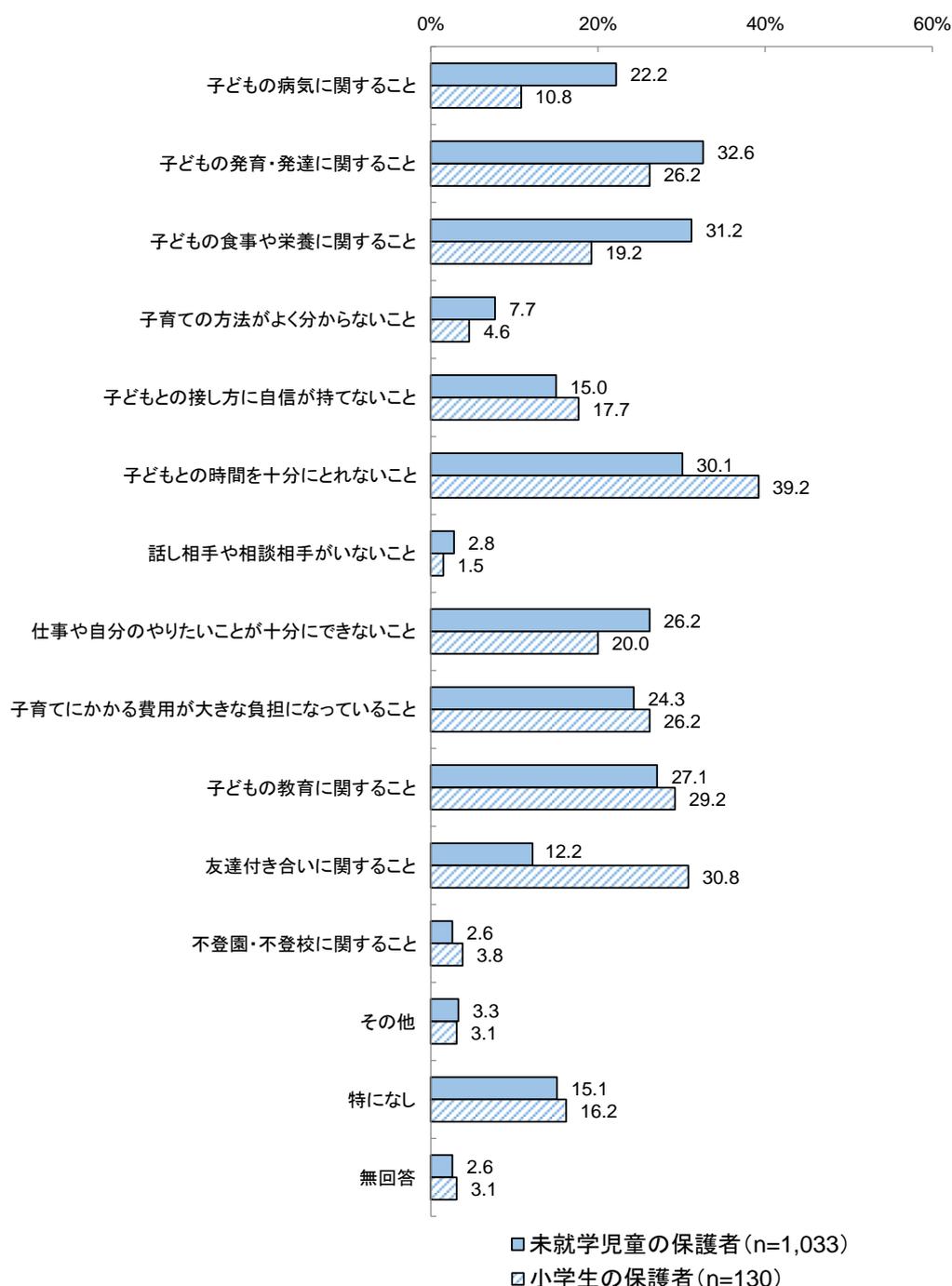
◆父親の子育てへの参加状況



(10) 子育てについての悩みや不安

子育てについての悩みや不安については、未就学児童の保護者では子どもの病気や発達、食事や栄養など、主に子どもの発育に関する悩みが多く、小学生の保護者では、子どもの教育や友達付き合いなど、学校生活等に関する悩みが多くなっています。また、子どもとの時間をとれない、自分のやりたいことができない、子育てに係る費用が負担などについては、未就学児童及び小学生の保護者ともに回答者が多く、共通の悩みであることがうかがえます。

◆子育てについての悩みや不安



4 第1期計画の評価

第1期南国市子ども・子育て支援事業計画の取組状況・評価について実態把握を行いました。以下に結果の概要を示します。

基本目標1 学校教育・保育及び子育て支援サービスの充実

(1) 教育・保育事業

施策	担当課	取組内容	評価
保育機能の充実	子育て支援課	・日常の連絡や訪問等により状況把握に努め、関係機関で構成される協議会やケース会等を通じて情報共有を図り、必要に応じて外部団体の支援を受けながら課題に対応している。	成果が出ている
保育所(園)保育内容の充実 幼稚園教育内容の充実	子育て支援課	・保育者の資質・専門性の向上を図るための研修や自己評価・自己点検等を実施している。 ・地域の方の協力を得て、自然や施設を活用した体験活動を実施し、園だより等により広報を行っている。	成果が出ている
低年齢児保育の充実	子育て支援課	・小規模保育事業所の認可等により、低年齢児の受け入れ可能人数の拡充を図っている。	成果が出ている
保育施設整備事業	子育て支援課	・教育・保育施設の老朽化部分の修繕や非構造部材の耐震化を順次行っている。	取組が不十分
子育てに関する保育所(園)・幼稚園との共立	子育て支援課	・育児に悩みを持つ、また家庭環境に配慮が必要な保護者に対し、保育者による相談活動を通して、不安等の軽減を図っている。	成果が出ている
保育士、幼稚園教諭等の確保	子育て支援課	・国の処遇改善加算、市単独事業等により、職員の処遇改善に資する取り組みを実施している。 ・保育職員の人手不足傾向は継続状態である。	取組が不十分
保育士、幼稚園教諭等の研修の充実	子育て支援課	・各施設が保護者の理解を得ながら、教育・保育に必要な人員を配置しつつ、段階別研修に職員が計画的に参加可能な体制を確保している。	成果が出ている
幼児期の運動促進に関する普及啓発	子育て支援課	・数多くの活動例の中から幼児期における基本的な動きを考慮し、子どもたちが楽しみながら身体を動かすことができる運動を実施している。	成果が出ている

(2) 地域子ども・子育て支援事業

施策	担当課	取組内容	評価
教育・保育施設での子育て支援事業	子育て支援課	・市内に5カ所ある子育て支援センターの利用者が保育に関する情報を得ることにより、教育・保育施設への入所や一時保育の利用等の2次的な活用の推進に寄与している。	成果が出ている
放課後子ども教室	子育て支援課	・平成31年度までに長岡、奈路、白木谷の各小学校で実施している。	成果が出ている
放課後児童クラブ	子育て支援課	・市内11小学校、15クラブを、市から委託を受け、保護者が中心となり運営を行っている。	成果が出ている。
放課後子ども総合プラン	子育て支援課	・長岡小学校に学童クラブと放課後子ども教室の両方があるも連携には至らず。	取組が不十分
児童館	子育て支援課	・利用者減少に伴い、4館のうち2館を休館とした。	取組が不十分

施策	担当課	取組内容	評価
子育てに関する相談体制の充実	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談者に対しては、妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減・解消できるように、相談・支援業務を行っている。 母親同士が不安や悩みを話すことにより、お互いを支え合い、不安の解消につながる交流の場として両親教室、離乳食講習会、地域子育て支援センター、てくてく（ふたご・みつごの集い）等を実施している。 	成果が出ている
子育てサークルの支援	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 親自身が子育てについて、仲間づくりやコミュニケーションを図り育児力を高めることができるよう、サークルづくりやサークル活動に対しての支援を行っている。 	成果が出ている
子育て親子の交流の促進	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもとに、安心できる子育て交流等、自主活動の活性化と子育て親子の交流の活性化に努めている。 	成果が出ている
南国市民生児童委員協議会（民協）等による子育て支援事業	福祉事務所	<p>【民協の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関と連携した子育て家庭の見守り・声かけ 地域イベントや学校行事での交流 PTCAと連携し、地域との繋がりを強化 就学時健診において民生児童委員の紹介・説明 児童部会による活動（研修・各中学校区学校連絡協議会等） 	成果が出ている

（3）子育てに伴う経済的負担の軽減

施策	担当課	取組内容	評価
保育料のあり方についての検討	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から教育・保育施設同時入所の第2子無償化を実施し、子育て世代に対する一層の負担軽減を図っている。 	成果が出ている
児童手当等諸制度の周知	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 市広報、ホームページ等で周知を行っている。 	成果が出ている
医療費の助成・軽減の充実	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度実績 85,762件、助成額 171,862,957円（平成30年2月～1月診療分。県補助金含む） 	成果が出ている
母子・父子家庭への経済的支援	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度実績 高等職業訓練促進給付金 11件 給付額 7,702千円 	成果が出ている
奨学金制度の周知	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 教育の機会均等を図るため、経済的理由等により短期大学、大学、専修学校又は各種学校への進学、修学が困難な者に学資金を貸与することにより、社会の健全な発展に貢献する人材の育成に努めている。 	成果が出ている
車のベビーシートの貸し出し	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 着用が義務付けられるベビーシートについて、保護者の負担を軽減するため、必要な期間での貸し出しを行っている。 	成果が出ている
幼稚園就園奨励事業	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 南国市の児童が通園している高知市と香美市の子ども・子育て新制度未移行の幼稚園に対して、補助を実施している。 	成果が出ている

(4) 仕事と家庭との両立の推進

施策	担当課	取組内容	評価
父親の育児参加の促進	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・両親教室、出産後はひよこルームのパパの日など、父親も対象とした育児に関する講座の機会・内容等の充実に努めている。 ・母子対象の講座に比べて参加者が少ないが、父親が参加しやすいように開催日を土・日に設定している。 ・参加された父子は、父親同士で情報交換、相談を積極的に行い、仲間づくりができています。 	成果が出ている
家庭における男女共同参画の意識啓発	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市内小中学校において年間4校、男女共同参画推進出前教室を実施している。 	成果が出ている
男女共同参画情報紙の配布	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報平成31年2月号では、南国市による男女共同参画の取組について、見開き2ページの特集を掲載した。 	成果が出ている

(5) 情報提供体制の整備・充実

施策	担当課	取組内容	評価
情報提供体制の整備・充実	各担当部署	市のホームページにポータルサイトがあるが、サイトの改善等の検討には至らなかった。	取組が不十分

基本目標2 母親と子どもの健康と安全の確保

(1) 母子の健康の確保と増進

施策	担当課	取組内容	評価
妊娠・出産の安全性の確保	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時には、妊婦本人や家族との面接をとおして妊娠・出産・子育ての不安や心配ごとについて軽減を図るとともに、保健福祉センターが妊娠から出産、育児について継続してサポート役であることを説明している。 ・妊婦・乳幼児一般健診等の受診や両親教室への参加を積極的に勧めるとともに、適宜個別対応にて、妊娠・出産や赤ちゃん迎えるにあたり安心して臨めるよう、支援している。 ・妊婦や家族を地域で見守る母子保健推進員活動の紹介等を実施している。 ・妊娠届出の遅れや転居に伴う手続き抜きなどなくすための丁寧な対応が必要な事例が増えている。 	成果が出ている
両親教室の充実	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児に関する情報提供や沐浴実習を行っている。 ・子育てをイメージして、安心して赤ちゃんを迎えられるように先輩ママ・パパや赤ちゃんと交流し、ふれあう機会の情報提供を行っている。 	成果が出ている
子育て教室の充実	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食に関する話合いや調理実習を通じて、子育てにおける悩みや不安の軽減・解消を図り、母親同士の交流が深まるよう支援している。 ・託児サービスを実施することで、短時間ながら母親がリフレッシュできるようにしている。 	成果が出ている
乳幼児健診の充実	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診を行い、参加した親子同士の交流が深まるよう働きかけている。 ・健診後のフォローが必要な児童に対して、かかりつけ医と連携し、継続した支援ができています。 	成果が出ている

施策	担当課	取組内容	評価
歯科施設健診	保健福祉センター	・歯科施設健診を乳幼児から家族全員が受診できるよう、歯の定期健診の受診を勧めている。	成果が出ている
予防接種事業の推進	保健福祉センター	・平成28年度より乳幼児期に受けなければならない予防接種の予診票を1冊にまとめた予防接種手帳を作成し、対象者に配布している。 ・予防接種率の向上をめざし、予防接種の重要性の啓発、未接種者への接種勧奨を行っている。	成果が出ている
小児救急医療の充実	保健福祉センター	・在宅当番医の確保等、相談体制・情報提供体制を整備している。 ・いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」の普及を図っている。	成果が出ている
食育の推進	学校教育課 子育て支援課 保健福祉センター	・栄養教諭を中心に、各校「食に関する指導」の全体計画のもと、学校給食を核とした食育実践に取り組んでいる。 ・小学校では地域と連携を大切にした食農体験やお弁当作りを通して「食の自立」をめざした児童生徒の育成に努めている。(学校教育課) ・地域の農地を借用した農作物の栽培・収穫体験やそれらを活用した給食等により、児童、保護者への食育へと繋げている。(子育て支援課)	成果が出ている
食に関するイベントの開催	保健福祉センター	・市民、事業者、行政等が連携し、食育の推進を目的としたイベントを開催し、食に関する意識の向上と望ましい食生活を習慣づけることができるよう普及啓発を行っている。	成果が出ている

(2) 子どもの安全の確保

施策	担当課	取組内容	評価
交通安全教室等の開催	危機管理課	・保育所・幼稚園17園、17回、小中学校16校、20回の交通安全教室を実施した。	成果が出ている
街頭指導の実施	危機管理課	・春・秋の全国交通安全週間中の広報車市内巡回や、毎月10・20日に交通安全指導員、毎月20日の市職員による街頭指導を行っている。	成果が出ている
子どもの犯罪被害に関する防犯体制の整備	危機管理課 生涯学習課	・不審者情報について、警察等の関係組織と連携し、防災行政無線やホームページにおいて迅速な周知を実施している。(危機管理課) ・年間を通じて登下校の時間帯に合わせて青色回転灯パトロールカーで各校区を巡回し、児童・生徒等への声かけを行うとともに、夏休み期間中には子ども達の深夜徘徊等がないかパトロールを強化している。また、学校等から喫煙や怠学等の連絡があれば、その都度関係機関と連絡を取り合い対応している。(生涯学習課)	成果が出ている
防災対策の充実	危機管理課	・施設管理者である園長や所長に防災研修を実施し、保護者を対象に学習会を実施している。特に土砂災害の危険の恐れのあるたちばな幼稚園では、毎年保護者会に対して、避難に関する学習会を行っている。	成果が出ている

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 家庭の教育力の向上

施策	担当課	取組内容	評価
親子参加行事の充実	生涯学習課	・夏休み子ども教室「浴衣を自分で着てみよう！」では、日本の伝統衣服である着物（浴衣）を親子で着付け、和装に親しむとともに、家庭で学ぶ機会が減っている正しい立ち居振る舞いや行儀作法等を学ぶことで、日本の伝統文化に触れ、身に付けるきっかけとしている。	成果が出ている
家庭教育に関する相談体制の整備	福祉事務所 保健福祉センター	・日常的に相談を受け付けているが、職員の退職等があり、専門的技術・知識を有した職員を通年して配置することが困難であった。	取組が不十分

(2) 次代の親の育成

施策	担当課	取組内容	評価
中高生の乳幼児とふれあう場づくりの推進	学校教育課	・4中学校では「職場体験学習」の中で、地元保育所・保育園での職場体験を通して、乳幼児とふれあいながら育児を学ぶ機会を大切にしている。	成果が出ている
子どもを生み育てることに関する学習の充実	学校教育課	・小学校では、夏季休業中を利用して教職員が地域の保育所等を訪問し、保育士体験等を行い、就学前の保育・教育を理解する取組を行っている。	成果が出ている

(3) 教育環境の整備

施策	担当課	取組内容	評価
「生きる力」をはぐくむ学校教育等の推進	学校教育課	・小中連携の強化や中1ギャップの解消に向けた中1仲間づくり合宿等の取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての取組を行っている。 ・本年度は地区別の児童会・生徒会活動を7月末に開催し、いじめ防止に向けての話し合い等を行った。	成果が出ている
学力向上と生徒指導の充実	学校教育課	・保幼小中連携による学びの質の向上において、「社会人・職業人として自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していける能力や態度の育成」をめざし、「学びに向かう力・人間性の涵養」「知識・技能の修得」「思考力・判断力・表現力等の育成」を柱に授業改善を行っている。	成果が出ている
保幼小中連携教育の推進	学校教育課 子育て支援課	・「学びや指導の充実」として、就学前と小中学校の共通事項を「深い学び・対話的な学び・主体的な学び」とし、それぞれ明らかにした取組を行っている。 ・就学前では「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や、小中学校では「ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくり」をキーワードとして、接続・連携を意識して取り組んでいる。(学校教育課)	成果が出ている
小規模特認校制の実施	学校教育課	・特認校制度を継続し、豊かな自然環境や地域文化、ぬくもりある人間関係等の教育的風土の中で学校教育を受けさせたいという保護者の希望に応えている。	成果が出ている

施策	担当課	取組内容	評価
相談体制の充実	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室等、子どもの心の相談体制を継続するとともに、スクールカウンセラーの配置も継続して行っている。 ・平成 28 年度よりゲートキーパー養成研修を、夏季・冬季休業中に教職員対象に行っている。また、令和元年度は市福祉部及び支援者も研修対象者として行った。 	成果が出ている
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続して配置し、児童生徒の心の支援や保護者の支援に努めている。 	成果が出ている
ふれあい教室(適応指導教室)	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の状態にある児童生徒に対し、主体性を大切にした体験活動等を通じて「心の居場所」をつくり、集団生活への適応と自立を促すための援助や取り組みを継続している。 	成果が出ている

(4) 子どもが学ぶ地域づくり

施策	担当課	取組内容	評価
地域に開かれた学校づくりの推進	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・各校親子参観日等で地域の方を招いての学習をしたり、キャリア教育の観点で地域だけでなく優れた知識や技能を持っている方を招いて授業を行っている。 	成果が出ている
市立図書館での児童・乳幼児サービス	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センターの0歳児健診に合わせてブックスタートを実施している。 ・全ての子どもや家庭に絵本を届け、保護者に絵本を読んでもらうことの楽しさや、絵本を通じてコミュニケーションをとる大切さをお伝えしている。 ・フォローアップ事業として、図書館で乳幼児向けのおはなし会を実施したり、子育て情報の発信や関連書のコーナーを設置している。 	成果が出ている
子ども会活動の推進	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に寄与することを目的に南国市子ども会連合会が主催して「スポーツ大会」の開催や「合宿」「カヌー教室」などの体験活動、ジュニアリーダー・育成者の研修などを実施しており、その支援を行っている。 	成果が出ている
人形劇キャラバン隊活動	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市子ども会連合会が主催となり、育成者が脚本から人形の作成や操作まですべて手作りで行っている。毎年2月に市内小学校を訪問し人形劇を行っており、その準備・練習期間も含めて支援している。 	成果が出ている
地域指導員の育成	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部事業において、各小中学校での読書ボランティア・放課後加力指導・学校環境整備等の講師として各地域の方に地域コーディネーターとして協力をしてもらっている。その他、地域ぐるみで避難訓練や民生児童委員との情報共有ならびに高知大学地域協働学部との連携を取り、幅広い活動をすることで、地域住民に広く周知すると共に協力を仰いでいる。 	成果が出ている
ドリームトーク	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活や本市についての思いや日ごろ感じていること等を、市内4中学校の生徒と市長が語り合う“ドリームトーク”を毎年行っている。 	成果が出ている

基本目標4 要支援家庭への対応等きめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策	担当課	取組内容	評価
児童虐待に関する相談体制の整備	福祉事務所	・児童虐待については、日常的に相談を受け付け、迅速な対応に努めている。近年は、通告件数も増加傾向にあり、現状の体制では突発的な事象に今後対応できない恐れがある。	成果が出ている
児童虐待に関する情報の周知徹底	福祉事務所	・広報掲載やオレンジリボンキャンペーンへの参加。 ・啓発ポスターの掲示依頼を関係部署へ依頼するなどの取り組みを実施している。	成果が出ている
地域の関連機関との連携	福祉事務所	・対象となる児童・家庭にどのような支援が必要かをケース会や実務者会議にて関係機関と情報を共有し、支援を行っている。	成果が出ている
地域での見守り体制の構築	福祉事務所	・民生児童委員や母子保健担当部署との連携による地域での子どもの見守り体制の構築を行っている。	成果が出ている
要保護児童対策地域協議会の機能強化	福祉事務所	・民生児童委員協議会を要保護児童対策地域協議会の構成員として登録し、地域での見守り体制強化に努めている。	成果が出ている

(2) 障害のある子どもへの支援の充実

施策	担当課	取組内容	評価
障害の早期発見	福祉事務所	・発達に遅れのある子どもの早期発見にはある一定の成果はあるものの、早期療育については事業所数が少ないことから、利用者のニーズに十分な対応ができていない。	成果が出ている
社会参加の促進	福祉事務所	・地域生活支援事業の移動支援や放課後等デイサービスにより地域のイベント等へ参加できる支援を行っている。	成果が出ている
相談体制の充実	福祉事務所	・児童の通所サービス事業所の増加に伴い、計画相談の利用者が増加。 ・指定障害児相談支援事業所が不足しているため、新規事業所の立ち上げを呼びかけるとともに、現在大人を受け入れている事業所に児童の受け入れも依頼している。	成果が出ている
障害児保育の推進	子育て支援課	・障害加配保育士の配置に要する費用への支援を実施している。 ・保育士不足もあり、加配保育士の配置が速やかにできないケースもある。	取組が不十分
特別支援教育の充実	学校教育課	・合理的配慮協力員を配置しながら、特に知的障害特別支援学級の生活単元学習の精度を上げていく取組を中心に行っている。 ・特別支援教育学校コーディネーターを中心として、校内支援委員会の充実等を図るとともに、特別支援教育支援員も各校に配置し、学級担任等と連携しながら日々の児童生徒の支援に対応している。	成果が出ている
支援引き継ぎシートの活用	学校教育課 子育て支援課	・就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、幼児児童生徒の必要な支援の引き継ぎを「引継ぎシート」をもとに確実な引き継ぎを行っていくよう努めている。(学校教育課) ・個別指導計画、支援シート作成方法等の保育専門研修を通じて、特別支援教育の視点に基づいた保育の質の向上を図り、次の機関に支援を引き継いでいる。(子育て支援課)	成果が出ている

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

施策	担当課	取組内容	評価
子育てや生活に関する支援の充実	子育て支援課	・平成 30 年度実績 4 件 (2 名)	成果が出ている
就労支援の充実	子育て支援課	・高等職業訓練促進給付金：平成 30 年度 9 件、補助金額 8,770,000 円	成果が出ている
ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課	・平成 30 年度実績 985 件 助成額 24,885,870 円	成果が出ている

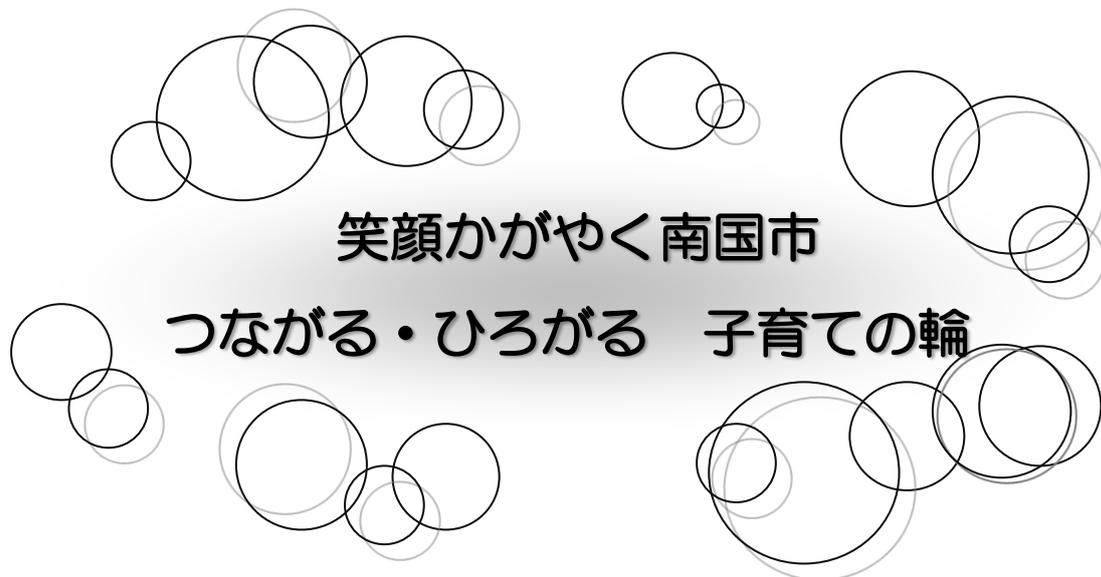
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来の南国市を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化のさらなる進行をはじめ、大きく変化しているほか、子育ての環境に対する保護者のニーズも、世帯の細分化や女性の就業率の増加などを背景に、より包括的で多様な支援が求められる状況となっています。

本市が平成27年3月に策定した第1期南国市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、一層「子どもの視点」を大切に、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していくという基本的な認識の下、『笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪』を計画の基本理念としました。この基本理念には、子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことで、本市に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを生き育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現をめざす思いが込められています。

第2期南国市子ども・子育て支援事業計画においても、前計画からの基本理念を継承し、「地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ」、「すこやかで笑顔あふれる子どもを、南国のみんなで育てる」の考えのもと、引き続き『笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪』を基本理念とします。



2 基本方針

本市では、基本理念を具体的に推進していくために、乳幼児期の保育、妊娠・出産期から学童期・それ以上の子どもへの切れ目のない支援、子どもを取り巻くあらゆる環境へのきめ細かな対応を行うため、3つの基本方針に基づき、各事業に取り組みます。

基本方針 1 保育の量的拡大・確保

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化制度の周知徹底を図り、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりをめざします。

また、低年齢児から就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、環境整備を推進します。

基本方針 2 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期、18 歳未満までの子どもの健全な発達支援のため、子どもの成長段階に応じた学びの支援や子育てに関する相談や情報提供など、切れ目のない支援の充実を図ります。

基本方針 3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備

親の就労状況や家庭環境にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。また、子どもや子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、安全・安心の体制を強化するとともに、ひとり親家庭、障害児、児童虐待の早期発見や的確な対応など、支援を必要としている家庭への情報提供や相談体制の強化を図ります。

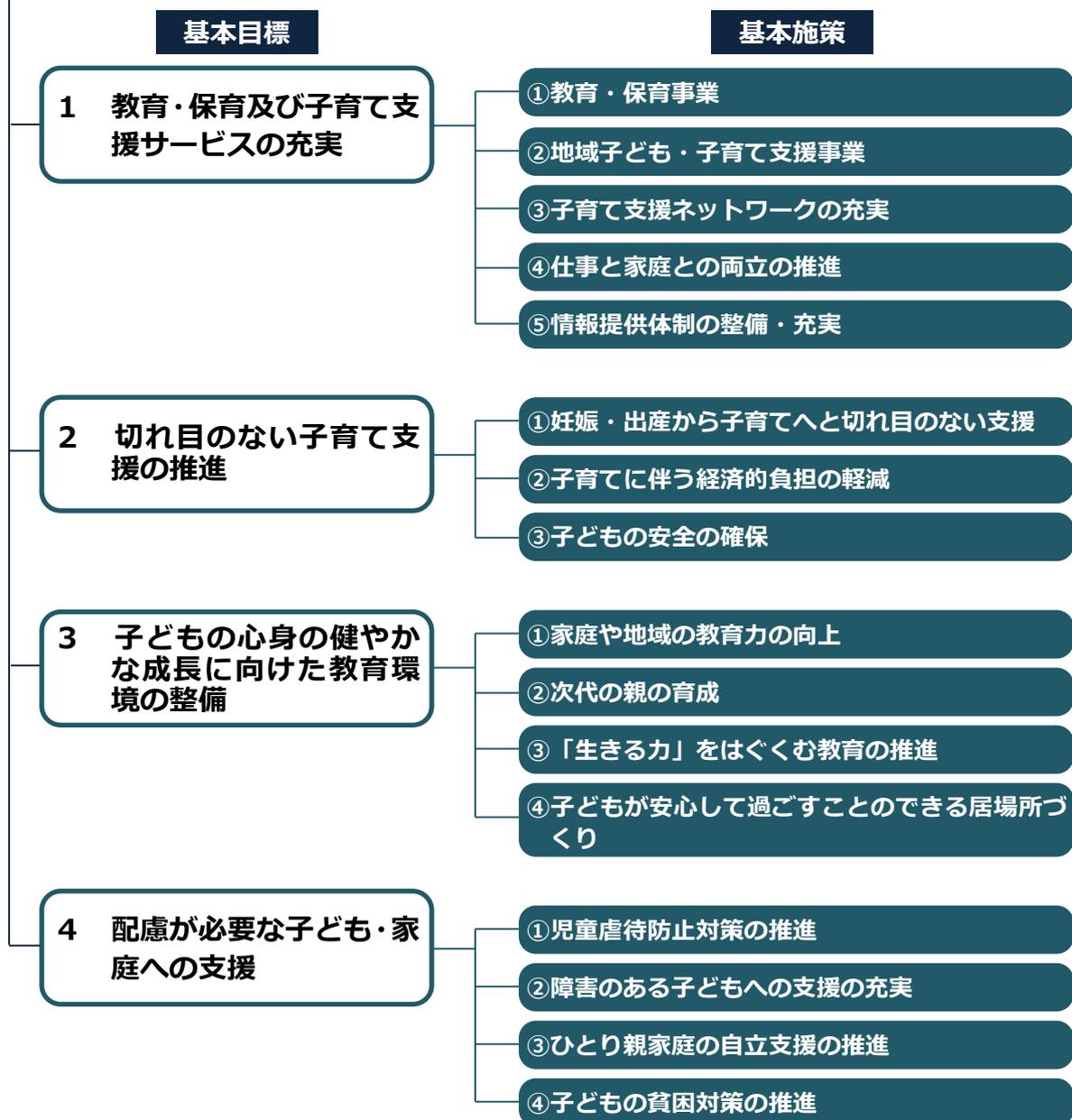
さらに、経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではないこと、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対しては、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることの理解を深め、地域全体で見守り、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念 笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪

基本方針

- 1 保育の量的拡大・確保
- 2 地域の子ども・子育て支援の充実
- 3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備



第4章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

■主な事業の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	市内全域	
	3号認定(0～2歳:保育)	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(市内全域)とします。
	放課後児童健全育成事業	市内全域	
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(市内全域)とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	利用者支援事業	市内全域	
	ファミリーサポートセンター事業	市内全域	
	病児保育事業	市内全域	
	妊婦健診事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
養育支援訪問事業	市内全域		

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

① 教育の事業量の見込み

【1号認定：3～5歳】

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	232	224	226	197	176	202	201	197	197	192	
②確保方策	特定教育・保育施設	484	471	478	472	457	236	236	236	236	236
	(各市町村分)	—	—	—	—	—	205	205	205	205	205
	(他市町村分)	—	—	—	—	—	31	31	31	31	31
②-①	252	247	252	275	281	34	35	39	39	44	

事業内容	幼稚園、認定こども園	提供体制	公立幼稚園 1 か所 私立認定こども園 3 か所 (令和元年 11 月現在)
確保方策の内容	<p>◇量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。</p> <p>◇ニーズ調査の結果からも幼児教育の希望者は多いと予測されますが、今後の需要増に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。</p>		

② 保育の事業量の見込み

【2号認定：3～5歳】

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	891	878	910	932	958	910	906	887	890	868	
②確保方策	特定教育・保育施設	—	—	—	—	—	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
	(自市町村分)	—	—	—	—	—	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
	(他市町村分)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
②-①	—	—	—	—	—	111	115	134	131	153	

【3号認定：0～2歳】

(0歳児)

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	123	133	123	130	111	146	146	164	164	164	
②確保方策	特定教育・保育施設	118	118	118	119	119	128	128	146	146	146
	(自市町村分)	—	—	—	—	—	128	128	146	146	146
	(他市町村分)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	小規模保育	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	計	136	136	136	137	137	146	146	164	164	164
②-①	13	3	13	7	26	0	0	0	0	0	

(1・2歳児)

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	584	571	565	572	572	626	608	598	587	574
②確保方策	特定教育・保育施設	593	610	603	602	602	607	607	607	607
	(自市町村分)	—	—	—	—	—	607	607	607	607
	(他市町村分)	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	小規模保育	10	19	19	19	19	19	19	19	19
	計	603	629	622	621	621	626	626	626	626
②-①	19	58	57	49	49	0	0	0	0	0

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	認可保育所 15 か所 認定こども園 3 か所 認可外保育所 2 か所 小規模保育事業所 2 か所 (令和元年 11 月現在)
確保方策の内容	<p>◇2号認定、3号認定(1・2歳児)については、概ね量の見込みを定員が上回る若しくは同数であり、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。</p> <p>◇3号認定(0歳児)については、途中入所の希望が多く、待機児童が出ています。今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。</p> <p>◇ニーズ量や実績等を検討した結果、女性の就業率の増加や教育・保育の無償化など、保育ニーズの増加が想定されるため、既存保育施設等による定員増の検討を行い、推進していくことで保育サービスの確保を図ります。</p>		

(2) 教育・保育の量の一体的提供及び推進体制の確保

幼保一体型施設については、令和元年度現在、市内には幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が1園となっています。新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育所（園）間の交流推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

また、幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

(3) 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備に努めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

提供体制・確保方策

- ◇基本型については、平成 29 年度から「地域子育て支援センターおひさま」を活用し、市からの委託事業として行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援を行います。
- ◇母子保健型については、平成 28 年度から、保健福祉センター内に南国市子育て世代包括支援センター「めばえ」を設置しています。支援プラン作成などを行う母子保健コーディネーターとなる専門の保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施します。

【基本型】

(単位：か所)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保方策	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1

【母子保健型】

(単位：か所)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保方策	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇地域子育て支援拠点事業については、令和元年度現在、5か所で事業実施しており、需要増に対応できる体制は確保されています。

◇引き続き現提供体制で事業を実施します。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,778	1,983	1,760	1,893	1,562	1,579	1,556	1,552	1,537	1,518
②確保方策(か所)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診断

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診断として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇市内各所の産婦人科医療機関で実施しています。

◇引き続き現提供体制で個別健診(14回分の受診券配布)を実施し、母子の健康支援を行っていきます。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	4,286	3,987	4,516	4,203	4,130	4,106	4,101	4,083	4,042	4,000
②確保方策	実施場所：契約医療機関等（令和元年度現在：32か所） 実施時期：妊娠届出後から出産まで									

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇専門性を生かした観察・指導を行うため、平成27年度より、訪問員として助産師を採用し、母乳相談等を行えるようになりました。また、「エジンバラ産後うつ質問票」を用いて、産後うつが疑われる場合は再度訪問し、必要に応じて医療につなぐなど、早期支援に努めています。

◇令和元年度現在、保健福祉センターにて、保健師等15名、母子保健推進員25名体制で事業を実施しています。

◇引き続き現提供体制で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、養育支援訪問事業と合わせて出生者のいる全家庭を訪問します。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	246	251	228	224	250	258	259	258	256	254
②確保方策	実施機関：保健福祉センター 実施体制：保健師等 15名、母子保健推進員 25名（令和元年度現在）									

(5) 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

提供体制・確保方策

◇平成27年度から、保健師11名体制、その他嘱託職員等で事業を実施しています。

◇引き続き、母子健康手帳交付時のアンケートや健診結果等より対象者を抽出し、現提供体制で訪問支援を行っていきます。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	262	286	349	332	330	330	327	323	323	319
②確保方策	実施機関：保健福祉センター 実施体制：保健師等 15名									

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇令和元年度現在、市外4か所で実施しています。

◇受け入れ施設の空き状況や2歳未満児の疾病有無で利用できないことがありますが、需要に対応できるように現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2	3	4	3	—	5	5	5	5	5
②確保方策	延べ人数	5	46	29	18	—	50	50	50	50
	箇所数(か所)	2	7	6	3	—	4	4	4	4
②-①	3	43	25	15	—	45	45	45	45	45

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇平成29年度に市内に事務所を開設するとともに、アドバイザーを1名専任し、事業を実施しています。

◇会員数、利用実績ともに増加傾向であり、引き続き他事業を利用する保護者など、口コミによる情報伝播を中心に広く市民に情報発信等を行い、利用者拡大を図ります。

(単位：人日)	実績					本計画期間					
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
①量の見込み	—	—	53	159	488	500	550	600	650	700	
②確保 方策	延べ人数	—	—	53	159	488	500	550	600	650	700
	箇所数 (か所)	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	

(8) 一時預かり事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

提供体制・確保方策

- ◇幼稚園型の預かり保育については、令和元年度現在、1か所で実施しています。
- ◇現在及び推計園児数から考えて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)	実績					本計画期間					
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
①量の見込み	22,627	13,670	12,945	12,066	11,342	10,688	10,640	10,428	10,534	10,380	
②確保 方策	延べ人数	22,627	13,670	12,945	12,066	11,342	10,688	10,640	10,428	10,534	10,380
	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

② 幼稚園以外の一時的預かり

提供体制・確保方策

◇保育所で実施しています。

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		1,592	1,878	1,995	1,110	890	868	860	850	850	839
②確保方策	延べ人数	1,592	1,878	1,995	1,110	890	868	860	850	850	839
	箇所数(か所)	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇令和元年度現在、11か所で実施をしています。本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		236	659	637	601	565	551	546	539	540	532
②確保方策	実人数	236	659	637	601	565	551	546	539	540	532
	箇所数(か所)	8	10	11	11	11	11	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。病後児・体調不良児について実施しています。

提供体制・確保方策

◇令和元年度現在、2か所で実施しています。

◇見込み量に対応できる体制は確保されていますが、利用者数が少ない状態が続いていることから、保育施設の行事を活用した周知等により利用者の増加を図ります。

(単位：人日)		実績					本計画期間					
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
①量の見込み		376	367	447	302	346	353	350	346	346	341	
②確保方策	病児・病後児対応型	延べ人数	—	—	—	—	—	490	490	490	490	490
		箇所数 (か所)	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	延べ人数	—	—	—	—	—	490	490	490	490	490
		箇所数 (か所)	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
	計	延べ人数	—	—	—	—	—	980	980	980	980	980
		箇所数 (か所)	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2
②-①		—	—	—	—	—	627	630	634	634	639	

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

提供体制・確保方策

◇放課後児童クラブ数は第1期計画期間中に12か所から15か所に増加して対応しています。

◇入所率は平成19年度で全児童数の17%であったのに対し、平成31年度は23%となっています。新1年生に限っては全児童354人中190人が学童に入所しています。放課後児童クラブを設置している市内11校のうち2校については、4年生以上の入所ができない状況です。共働き世帯の増加と、子どもをとりまく環境の変化により、今後ますますニーズは増加する傾向にあり、対応策が必要です。

◇提供区域は市内全域になっていますが、放課後児童クラブについては校区単位で検討し、計画最終年度には基準を満たせるよう、実施施設ごとの整備を進めます。

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1年生	—	—	—	—	—	191	197	203	208	214
	2年生	—	—	—	—	—	160	165	170	174	180
	3年生	—	—	—	—	—	119	122	126	129	133
	4年生	—	—	—	—	—	47	49	50	52	53
	5年生	—	—	—	—	—	21	21	22	22	23
	6年生	—	—	—	—	—	9	10	10	9	11
	計	474	460	463	466	532	547	564	581	594	614
②確保方策	登録児童数(人)	449	449	539	565	584	584	591	601	608	608
	箇所数	12	12	14	15	15	15	15	15	15	15
②-①		▲25	▲11	76	99	52	37	27	20	14	▲6

「新・放課後子ども総合プラン」

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきました。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間（令和元年度～令和5年度）を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されたため、本計画において方針を盛り込むこととします。

～整備方針等～

盛り込むべき項目	南国市の方針
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運用について検討を行う。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	市内に放課後児童クラブ、放課後子ども教室の両方を有するのは長岡小学校1校である。一体的な運用について検討を行うが、具体的方策は定めない。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	新たに放課後児童クラブ、放課後子ども教室を開設する際は、余裕教室の状況を把握し、活用を検討する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	学校での児童の状況等について、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への連絡、引継ぎを行う等の連携を行う。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	支援員の研修等を実施し、対応する知識を高める。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	クラブごとに開所時間の延長の必要性等について検討する。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制・確保方策

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保方策

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

第5章 基本施策の推進

基本目標 1 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

①教育・保育事業

●現状と課題

幼児期は人格の基礎を形成する上で大変重要な時期です。この幼児期を過ごす学校教育・保育の場もまた大変重要であり、多様化する子育て家庭のニーズにきめ細かに対応できるよう、質・量ともに充実させるための総合的な取り組みが求められています。

少子高齢化が進む中、本市の児童数は減少傾向で推移していますが、幼稚園や保育所の在籍幼児数は全体としては微増であり、女性の就業率の増加や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。また、就労している母親が多く、保育ニーズの高い本市では、保育の低年齢化も顕著に表れており、0歳児保育については、途中入所の希望が多く、待機児童が生じています。

今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。

また、アンケート調査によると、保育サービスに満足している人が多い状況ですが、さらに満足度を高めていくために、保育士、幼稚園教諭等を確保し、研修を適切に行いながら、保育の質の維持・向上に努めます。

●施策の内容

施策	内容	担当課
施設型給付費の支給 【子ども・子育て支援給付】	保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対して、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。	子育て支援課
地域型保育事業 【子ども・子育て支援給付】	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供できるよう、小規模保育等に地域型保育給付費を支給します。	子育て支援課
保育機能の充実	児童福祉、教育、保健関係機関等との連携を一層強め、保育所（園）等を子育てに関する相談機関と位置付け、子育ての知識、経験、技術の蓄積を総合かつ積極的に提供し、地域における子育て支援機関としての取り組みを進めます。	子育て支援課

施策	内容	担当課
保育所（園）保育内容、幼稚園教育内容の充実	保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、乳幼児に健康、安全で情緒の安定した生活のできる場の提供を行うとともに、保育者の資質・専門性の向上を図るための研修や自己評価・自己点検など保育内容の充実を図ります。地域に開かれた保育所（園）、幼稚園づくりを推進するとともに、創造性を活かした内容の充実を図ります。	子育て支援課
低年齢児保育の充実	共働き世帯が多く、保育ニーズの高い本市では、保育の低年齢化も顕著に表れているため、今後も小規模保育事業所の認可等により、0歳児受入施設の拡充を図ります。	子育て支援課
幼稚園の預かり保育 【地域子ども・子育て支援事業】	1日単位での預かり、土曜保育に対応します。	子育て支援課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の急病や育児疲れの解消、パート就労、介護、冠婚葬祭、地域活動への参加等に対応した一時預かりを実施します。一時預かりについて、子どもたちが保育の環境になじみ、安心感を得ることができるよう配慮することが大切です。そのためにも、諸々のサポートに努めます。	子育て支援課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行います。また、保育短時間認定児童で8時間を超える保育が必要な場合も、延長保育で対応します。	子育て支援課
保育施設整備事業	老朽化した施設を計画的に改修する一方、多様な保育ニーズに応えられる保育施設として整備するとともに民間活力の導入等も検討しながら施設の活用を図ります。	子育て支援課
保育士、幼稚園教諭等の確保	多様化する教育・保育ニーズに対応するため、受入体制の強化を図るべく、国の処遇改善加算、市単独事業等により、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善及び確保に努めます。	子育て支援課

施策	内容	担当課
保育士、幼稚園教諭等の研修の充実	<p>保育・教育や園内研修、諸活動等を通じて、知見と人間性を深め、保育・教育の知識、技術及び施設運営の質を高めるよう、市や県教委主催の研修への参加等で常に自己研鑽に励める機会の提供を行います。</p> <p>また、各施設が保護者の理解を得ながら、教育・保育に必要な人員を配置しつつ、段階別研修に職員が計画的に参加可能な体制を確保します。</p>	子育て支援課
幼児期の運動促進に関する普及啓発	<p>年々体力が低下している子どもたちの現状を踏まえ、数多くの活動例の中から幼児期における基本的な動きを考慮し、子どもたちが楽しみながら身体を動かすことができるよう、幼児期における運動指導等の取り組みを推進します。</p>	子育て支援課
保幼小の円滑な接続の推進	<p>保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる接続期カリキュラムを作成し、それに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。</p> <p>また、各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、教員を対象に接続期カリキュラム等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。</p>	学校教育課
発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	<p>発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートを活用を徹底します。</p> <p>また、一人ひとりの子どもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。</p>	学校教育課

②地域子ども・子育て支援事業

●現状と課題

核家族化の進行や働き方の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、未就学児については、幼稚園や保育所などの平日の施設での教育・保育だけでなく、休日保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業の実施など、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。

アンケート調査によると、日常的に子どもをみてもらえる親族等がいる家庭は3割程度にとどまり、子どもをみてもらえても負担をかけることを心苦しく感じていたり、周りに子どもをみてくれる人が全くいない家庭もあることから、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする環境づくりが大切です。

すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じ、また親として成長するとともに、子どもが地域とのつながりを持って健やかに成長できる環境づくりをめざして、すべての子育て家庭を支援する体制を構築します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子育ての悩み等を気軽に相談できる環境をつくるため、地域子育て支援拠点（センター）を活用し、子育て相談事業の強化を図ります。今後も様々な相談内容に対応できるよう、各関係機関と連携を図ります。 就学前の親子が気軽に遊び・ふれあい、子育てに関する経験を共有したり、出産・子育てに関する相談に応じるなど、子育て支援の活動を引き続き推進します。	子育て支援課
放課後児童クラブ 【地域子ども・子育て支援事業】	健全育成事業として学童保育事業を推進します。施設の受入人数の制限から高学年の潜在的な待機が生じており、できる限り高学年までの児童の放課後の居場所を確保するため、施設整備により待機解消に努めます。	子育て支援課
放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画で、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。市内3か所（小学校3か所）で実施していますが、今後は実施する学校の増加に努めます。	子育て支援課

施策	内容	担当課
「新・放課後子ども総合プラン」の推進	<p>「新・放課後子ども総合プラン」の方針を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。</p>	子育て支援課
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を児童福祉施設で一定期間養育する短期入所生活援助(ショートステイ)事業を引き続き実施します。</p> <p>アンケートによると、事業の認知度が低いため、様々な場で周知を図り、利用促進に努めます。</p>	福祉事務所
病児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>児童が病気回復期にあり、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育します。また、体調不良児童を一時的に保育します。</p> <p>アンケートによると、事業の認知度が低いため、様々な場で周知を図り、利用促進に努めます。</p>	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>出産早期に助産師・保健師等の専門職が家庭訪問し、母親の育児不安の軽減を図ることで安心感を持ってもらい、地域の子育て情報を提供することでより充実した手厚い支援を実施していきます。</p>	保健福祉センター
妊婦健診事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健診として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。</p> <p>個別健診(14回分の受診券配布)を実施し、母子の健康支援を行っていきます。</p>	保健福祉センター

施策	内容	担当課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>育児不安や子育て中のストレス等によって、子育てに対して不安や負担感、孤立感等を抱えている家庭や、母親の生育歴、経済面、家庭基盤等、様々な要因で養育支援が必要と思われる家庭を妊娠中から早期に把握して、助産師や保健師等の定期的な訪問活動を通じて、継続的に相談支援に関わっていきます。</p> <p>それによって育児不安の軽減や母子関係を良好に保てるように支援し、虐待予防につながるような育児支援を行います。</p>	保健福祉センター

③子育て支援ネットワークの充実

●現状と課題

アンケート調査によると、「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができているか」、「子育てが地域の人たちに支えられていると感じるか」について、「はい」と回答した割合はそれほど高くなく、子育てが地域全体に支えられていると実感している人は少ない状況です。

少子化や共働きの増加、地域社会でのつながりの希薄化等により、子ども同士の交流はもとより、地域社会の輪の中で子育てをする機会が減少していることから、子育て中の親が地域社会で孤立し、育児に対する不安感や負担感が増大していることは現代社会における課題となっています。

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

また、子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
子育てサークルの支援	親自身が子育てについて、仲間づくりやコミュニケーションを図り育児力を高めることができるよう、サークルづくりやサークル活動に対しての支援を行います。	保健福祉センター 子育て支援課
子育て親子の交流の促進	関係機関との連携のもとに、安心できる子育て交流等、自主活動の活性化と子育て親子の交流の活発化に努めます。	保健福祉センター 子育て支援課
南国市民生児童委員協議会等による子育て支援事業	民生児童委員等において、各機関と連携した子育て家庭の見守り・声かけを行うとともに、SOS が出せない家庭を把握し支援につなげていきます。 また、地域イベントでの交流や PTCA と連携を図ることで、地域との繋がりを強化します。	福祉事務所

④仕事と家庭との両立の推進

●現状と課題

女性の高学歴化や就業意識の高まり等を背景として、女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭が増加し、一般化してきています。

アンケート調査によると、仕事と子育てを両立させる上で大変だと思ふことは、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」、「残業や出張が入ること」が多くなっています。子育てに参加する父親は8割程度ですが、家庭と仕事の負担が母親だけにかかる状況等も少なくありません。

また、未就学児童の育児休業制度の利用状況は、増加傾向にはあるものの、母親の利用率が53.6%であるのに対し、父親は1.8%と依然低い状況です。

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを行っていきます。

●施策の内容

施策	内容	担当課
父親の育児参加の促進	父親も積極的に子育てに関わり、母親のみに負担が集中しないよう、ともに育児を担うよう働きかけます。両親教室、出産後はひよこルームのパパの日・パパ講座など、父親も対象とした育児に関する講座の機会・内容等の充実に努めるとともに、休日の実施を検討します。	保健福祉センター
男女共同参画情報紙の配布	年に1回、「ハーモニー」（なんこく男女共同参画情報紙）を引き続き発行します。 南国市男女共同参画推進委員等専門家にも相談し、より分かりやすく、読み手に訴えかけるような内容をめざします。	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図ります。 また、父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を考えるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。 育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。	生涯学習課

⑤情報提供体制の整備・充実

●現状と課題

アンケート調査によると、「広報以外に手軽に子育て情報を知れるもの、定期的に案内してもらえるものがあると助かる」、「どういう手順でいろんなサービスが受けられるのか、わかりやすい情報を定期的に発信してほしい」、「子育て支援の制度の詳細を知る手段が少なく感じる」などといった情報提供に関する要望が寄せられていました。

子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、市ホームページや市広報紙をはじめ様々な方法・媒体で情報を提供します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
市ホームページを活用した情報の発信	子育てに関する行政サービスの最新情報がいつでも手軽に取得できるよう、市ホームページにおいて最新情報への更新を遅滞なく行います。 また、情報を求める子育て家庭に正確な情報が伝わるよう、わかりやすく伝わる工夫をしていきます。	各担当部署
情報提供体制の整備・充実	子育てに関する様々な情報を収集し、一元的に提供します。また、情報が身近なものとなるよう、その提供の方法を工夫します。	各担当部署

基本目標 2 切れ目のない子育て支援の推進

①妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援

●現状と課題

近年、都市化や少子化により不適切な食事や体力・運動能力の低下、アレルギー性疾患の増加等、新たな問題が生じています。アンケート調査においても、子育てについての悩みや不安について、「子どもの発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」が多くなっています。

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大きくなっており、このことが安心して子どもを生み育てることを妨げています。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支援します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>基本型については、平成 29 年度から「地域子育て支援センターおひさま」を土台に、「すまいる」を開設し、市からの委託事業として行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援を行います。</p> <p>母子保健型については、支援プラン作成などを行う母子保健コーディネーターとなる専門の保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施します。子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。</p>	<p>保健福祉センター</p> <p>子育て支援課</p>

施策	内容	担当課
妊娠・出産の安全性の確保	<p>母子健康手帳交付時、保健師による面接を実施し、妊娠初期の不安の軽減を図るとともに、保健福祉センターが妊娠、出産、育児のサポート役であることを引き続き説明していきます。</p> <p>また、妊婦・乳幼児一般健診等の受診や両親教室への参加を勧めるとともに、母子保健推進員活動の紹介等を実施していきます。</p> <p>さらに、妊婦の状況に応じた相談・支援に努めます。</p>	保健福祉センター
両親教室の充実	<p>妊娠・出産・育児に関する情報提供や、沐浴実習を行います。また、子育てをイメージして、安心して赤ちゃんを迎えられるように先輩ママ・パパや赤ちゃんと交流し、ふれあう機会を設けます。</p> <p>今後も妊婦同士の交流が深まり、仲間づくりができる支援を行い、さらに父親の参加も促すことにより、妊娠中から夫婦で子育てに向かう気持ちを高められるよう支援します。</p>	保健福祉センター
子育て教室の充実	<p>離乳食に関する話合いや調理実習を通じて、子育てにおける悩みや不安の軽減・解消を図り、母親同士の交流が深まるよう支援します。</p> <p>託児サービスを実施することで、短時間ながら母親がリフレッシュできるよう配慮します。</p>	保健福祉センター
乳幼児健診の充実	<p>集団健診を行い、疾病や発育・発達の遅れを早期に発見し、健診後のフォローが必要な児童に対しては、かかりつけ医と連携し、継続した支援ができるよう努めます。</p>	保健福祉センター
歯科施設健診	<p>歯科施設健診を乳幼児から家族全員が受診できるよう、歯の定期健診の受診を勧めます。</p>	保健福祉センター
予防接種事業の推進	<p>乳幼児期に受けなければならない予防接種の予診票を1冊にまとめた予防接種手帳を対象者に配布します。</p> <p>予防接種率の向上をめざし、予防接種の重要性の啓発、未接種者への接種勧奨を行います。</p>	保健福祉センター

施策	内容	担当課
小児救急医療の充実	<p>在宅当番医の確保等を図るとともに、相談体制・情報提供体制を整備します。</p> <p>また、いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」の普及を図ります。</p>	保健福祉センター
食育の推進	<p>地域食材や旬の食材を取り入れた楽しく特色ある給食の充実に努めるとともに、幼稚園・学校全体で食に関する体験活動や「食の自立」をめざした食に関する指導の充実に努めます。</p> <p>また、幼稚園・学校のそれぞれの特色や実態に応じ、各教科・領域等における食に関する教育内容の見直しを図り、より調和のとれた総合的な指導方法の工夫改善に努めます。</p> <p>さらには、「食育のまちづくり宣言」「南国市食育のまちづくり条例」の趣旨に則り、生産から消費までを視野に入れた食農教育を推進するなど、食を中心とした教育課程の編成を工夫し、食に関する指導の校種ごとの取り組みの成果を継承し充実に努めるとともに、望ましい食習慣の形成に努めます。</p>	学校教育課 子育て支援課 保健福祉センター
食に関するイベントの開催	<p>市民、事業者、行政等が連携し、食育の推進を目的としたイベントを開催し、食に関する意識の向上と望ましい食生活を習慣づけることができるよう普及啓発を行います。</p>	保健福祉センター
子育てに関する相談体制の充実	<p>最近では、若年妊婦や、精神疾患や知的障害のある妊婦が増えており、一人の妊婦や産婦により多くの支援が必要になっています。</p> <p>相談者に対しては、妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減・解消できるように、引き続き相談業務を行っていきます。</p> <p>また、母親同士が不安や悩みを話すことにより、お互いを支え合い、不安の解消につながる交流の場として両親教室、離乳食講習会、地域子育て支援センター、てくてく（ふたご・みつごの集い）等を実施していきます。</p>	保健福祉センター

②子育てに伴う経済的負担の軽減

●現状と課題

子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のための経済的負担の軽減が求められています。

国においては、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から3～5歳のすべての子ども等を対象に、幼児教育の無償化が始まりました。

本市では、子育てに対する経済的支援として、児童手当、児童扶養手当や、児童が3人以上いる世帯の保育料の軽減、幼稚園就園奨励事業、奨学金制度等を行っています。平成30年度からは、教育・保育施設同時入所の第2子無償化を実施し、子育て世代に対する一層の負担軽減を図っています。さらに3歳から5歳の副食費について無償化しています。

また、近年増加しているひとり親家庭に対する支援として、福祉資金の貸付等を行っています。

乳幼児医療費の助成については、平成26年10月より対象年齢を中学生までと拡大を行っています。

これらの制度について、今後も周知に努めるとともに、国・県や近隣市町村の動向を見据えながら、充実を図っていきます。

●施策の内容

施策	内容	担当課
保育料のあり方についての検討	子育て家庭の経済的負担の軽減のため、引き続き18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降（3歳未満児）の保育料を無料とします。また、教育・保育施設同時入所の第2子無償化を実施し、子育て世代に対する一層の負担軽減を図ります。 保育料のあり方については、今後も国の基準額に応じて検討します。	子育て支援課
児童手当等諸制度の周知	児童手当、児童扶養手当、特別児童手当等の各制度の普及啓発に努めます。	子育て支援課
医療費の助成・軽減の充実	子育て支援の充実を図るため、市内に住民登録のある0歳から中学3年生までの子どもに対し医療費を助成します。	子育て支援課

施策	内容	担当課
奨学金制度の周知	<p>教育費の負担を軽減するため、各種奨学金資金制度の周知に努めます。</p> <p>返還に関し、滞納および延滞金が生じるケースがあることから、滞納者及び連帯保証人と支払計画について、しっかりとした協議を行います。</p>	生涯学習課
車のベビーシートの貸し出し	<p>着用が義務付けられているチャイルドシートについて、保護者の負担を軽減するため、生後6か月までベビーシートの貸し出しを行います。</p>	保健福祉センター

③子どもの安全の確保

●現状と課題

本市では、これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通の面において、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であり、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上が重要になります。

また、子どもを犯罪から守るため、警察、教育保育施設、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図ると同時に、地域における防犯体制の強化が求められます。

さらに、本市は毎年台風による被害が発生しており、今後、南海トラフ大地震の発生も危惧されています。子どものいのちを守るため、防災へのより一層の取り組みが求められます。

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進します。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、災害弱者である子どもを様々な危険から守るため、関係機関・団体との連携を強化し、子どもや保護者が安心して生活できるまちの整備を進めます。

●施策の内容

施策	内容	担当課
交通安全教室等の開催	教育保育施設、小・中学校において、講話やビデオ、実技指導等による交通安全教室を実施し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。	危機管理課
街頭指導の実施	毎月10・20日に交通安全指導員、毎月20日に市職員が街頭指導を行い、子どもの安全を守るとともに、保護者や市民の意識向上に努めます。	危機管理課
子どもの犯罪被害に関する防犯体制の整備	不審者に対する対応指導や犯罪被害に関する情報提供、地域における防犯ネットワークをさらに整備・充実します。 学校は、年に数回民生児童委員を含む協議会を行っていることから、それぞれの学校で民生児童委員との連携体制、地域での見守り体制に関するロードマップを再確認するよう声かけをしていきます。	危機管理課 生涯学習課

施策	内容	担当課
防災対策の充実	<p>南海トラフ大地震に対する備えも重要となっており、防災意識のさらなる向上をめざし、地域ぐるみの避難訓練等の取り組みを強化します。</p> <p>また、学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、自然災害に強い学校施設等を整備します。さらに、子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理能力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。</p>	学校教育課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

①家庭や地域の教育力の向上

●現状と課題

家族形態の変化や価値観の変化、地域とのつながりの希薄化により、家庭の教育力や子育て力の低下が懸念されています。愛着関係が薄い親子の増加や、子どもの成長過程における子どもとの関わり方がわからない親が増えてきていることから、子育ての不安や悩みを相談できる相談機会の充実、親同士の交流の促進、家庭の大切な役割である基本的な生活習慣や子どもへの関わり方等を学べる機会の充実が必要です。

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域は、学校や家庭を含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤です。子どもは地域社会の中で多くの人と出会い、自然や文化と関わり、人や地域への豊かな心情と人間らしい感性や行動力を育てていますが、子どもが地域の人や自然文化とふれあう機会が減少しているとともに、地域社会が地域の子どもの育てる力も弱くなってきています。

地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、各種講座を開催するなど、学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
親子参加行事の充実	地域学校協働本部事業の一環として、地域での様々な場で、親子で参加できる行事を充実し、参加を通じて家庭教育の大切さを学べる機会を提供します。	生涯学習課
家庭教育に関する相談体制の整備	子育ての悩みを抱えた親等を支援するため、電話相談や面接相談の実施等、相談体制の充実に努めます。また、相談や学習機会の情報等を提供します。	福祉事務所 保健福祉センター 生涯学習課
地域に開かれた学校づくりの推進	各校親子参観日等で地域の方を招いての学習や、キャリア教育の観点で地域だけでなく優れた知識や技能を持たれている方を招いて授業を行うなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。	学校教育課

施策	内容	担当課
市立図書館での児童・乳幼児サービス	<p>ブックスタート関連事業やおはなし会の実施、子育て情報の提供等によって子育てを支援します。</p> <p>また、フォローアップ事業として、図書館で乳幼児向けのおはなし会を実施したり、子育て情報の発信や関連書のコーナーを設置します。</p>	生涯学習課
人形劇キャラバン隊活動	<p>南国市子ども会連合会が主催となり、育成者が脚本から人形の作成や操作まですべて手作りで行っています。</p> <p>50年続く歴史ある活動であり、その意義を啓発し、学校、保護者等にも理解を求め、その継続を支援します。</p>	生涯学習課
地域指導員の育成	<p>地域行事、伝統文化やスポーツ・レクリエーション等の指導者の発掘・養成を行い、その活用を図ります。</p> <p>指導者の高齢化が課題となっていることから、学校支援ボランティアに関するチラシと登録票を作成・配布するなど、より活用してもらえるよう学校に周知します。</p>	生涯学習課
ドリームトーク	<p>魅力あるまちづくりについて考えることを目的として、学校生活や本市についての思いや日ごろ感じていること等を、市内4中学校の生徒と市長が語り合う“ドリームトーク”を引き続き実施します。</p>	学校教育課

②次代の親の育成

●現状と課題

現在、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもが兄姉に面倒をみてもらったり弟妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだりするなど、異なる年齢の子どものふれあう機会が少なくなっています。また、家庭において男女ともに家事や育児を協力しあって行う男女共同参画の意識も浸透しつつありますが、まだまだ性別役割分担意識も根強く残っています。

次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義や命の尊さ、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

●施策の内容

施策	内容	担当課
中高生の乳幼児とふれあう場づくりの推進	保健所・学校・医療機関・地域団体等の連携により、思春期講座のみでの実施ではなく、地域の集いの場等において日常的に中高生が乳幼児とふれあえる場づくりを推進します。	学校教育課
子どもを生み育てることに関する学習の充実	将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うために、学校教育において学習や意識の啓発を行います。	学校教育課
家庭における男女共同参画の意識啓発	南国市内小中学校において、男女共同参画推進出前教室を実施します。小学校向けは家庭や社会の中で男女の役割について思い込みがあることに気づき、また自分らしさを発揮するためにどうすればよいかを考えるきっかけづくりとし、中学校向けはデートDVについて、絶対に許されないことだということを若い世代に伝えるなど、性別役割分担意識を改め、家庭生活において男女がともに協力しあうという意識啓発を推進します。	生涯学習課

③「生きる力」をはぐくむ教育の推進

●現状と課題

学童期・思春期における教育環境は、子どもたちにとって、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など、夢や希望に向かってたくましく「生きる力」を身につけるための重要な社会基盤です。

子どもたちが、長年培ってきた市の歴史や文化を踏まえた教育を受け、学校・家庭・地域といった社会とのかかわりの中で、自己の可能性に気づき、豊かな人間性をはぐくむことのできる環境の整備が必要です。

本市では、教育保育施設、小学校、中学校といった学校（園）段階ごとに教育の充実を図ってきましたが、学力向上やいじめ、不登校、また小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる教育課題の解決のためには、各学校段階を超えた連携が重要となってきます。このため、教育保育施設、小学校、中学校の教育が一貫して子どもを育てるという意識をもち、市内すべての教育保育施設、小学校、中学校において連携教育の一層の推進を図るために、南国市保幼小中連携学力向上推進プランを策定し、さらなる保幼小中連携を進めています。

児童に対する相談体制としては、スクールカウンセラーを全小中学校に配置するとともに、不登校の子どもたちを対象にスクールソーシャルワーカーの配置や学校への復帰を支援する「適応指導教室」を設置しています。

今後も子どもたちが確かな学力と体力を身につけるとともに、豊かな人間性をはぐくみ、子ども一人ひとりが自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。

●施策の内容

施策	内容	担当課
「生きる力」をはぐくむ学校教育等の推進	子どもに豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図り、個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。	学校教育課
学力向上と生徒指導の充実	自らの進路を自らの力で切り拓くことのできる「気力、学力、体力」をバランスよく身につけた児童生徒の育成をめざし、学力向上と生徒指導を両輪とし教育を進めます。	学校教育課
キャリア教育の充実	児童生徒に将来への夢や希望を持たせ、その実現に向けて努力することができるよう、関係機関との連携を密にし、職業教育、職場体験学習など、進路指導の充実に努めます。 また、児童生徒一人ひとりの進路についての意識や適性、能力を把握し、的確な情報提供と支援体制の確立に努めます。	学校教育課

施策	内容	担当課
保幼小中連携教育の推進	<p>南国市保幼小中連携学力向上推進プランに基づき、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校が連携を進め、連続性と一貫性のある教育が行えるよう保幼小中連携教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
小規模特認校制の実施	<p>豊かな自然環境や地域文化、ぬくもりある人間関係等の教育的風土の中で学校教育を受けさせたいという希望に応え、中山間の小規模校である奈路小学校・白木谷小学校を小規模特認校とし、通学区域外からの転・入学を認めています。</p>	<p>学校教育課</p>
相談体制の充実	<p>いじめ、不登校の児童生徒への対応として、適応指導教室等、子どもの心の相談体制を充実します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続して配置し、児童生徒の心の支援や保護者の支援に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
ふれあい教室 (適応指導教室)	<p>不登校の状態にある児童生徒に対し、主体性を大切にした体験活動等を通じて「心の居場所」をつくり、集団生活への適応と自立を促すための援助や取り組みを引き続き行います。</p>	<p>学校教育課</p>
地域との連携・協働の推進	<p>全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることをめざし、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。</p> <p>また、学校支援地域本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。</p>	<p>学校教育課</p>

施策	内容	担当課
<p>障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実</p>	<p>教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを推進するとともに、チーム学校として保育所（園）・幼稚園等から小中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。</p> <p>また、発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。</p>	<p>学校教育課</p>

④子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

●現状と課題

アンケート調査によると、「公園など遊び場が充実していると思うか」について、「いいえ」と回答した割合が63.9%と全項目中最も高く、遊び場への不満が多いのが現状です。

子どもたちが安全に遊べる場づくりとともに、子どもが遊びを通じて、豊かな人間性や社会性を持った大人へと成長できるよう、創意工夫をしながら遊ぶことができる場所や機会の提供が求められています。

●施策の内容

施策	内容	担当課
児童館	施設の老朽化や、利用者減少に伴い、4館のうち2館を閉館としました。 今後は利用者の増加に努め、地域の実情に即した健全な遊び場を提供することで、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
子ども会活動の推進	子ども会活動の充実と活発化のために、引き続き支援を行います。 子ども会は年齢の違う子ども同士が交流することにより、人との関わり方や判断し行動する力を養うこと等、健全育成のために大切な活動であるため、今後もその重要性をより一層啓発していきます。	生涯学習課
公園の整備	吾岡文化山の森の整備等を行い、子どもの遊び場づくりを進めます。	都市整備課

基本目標 4

配慮が必要な子ども・家庭への支援

① 児童虐待防止対策の推進

● 現状と課題

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為です。近年、児童虐待の件数は増加しています。

要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において、支援内容の協議や情報共有を図っています。また、家庭児童相談室では、貧困、虐待、ネグレクト等、様々な問題を抱える家庭について、必要に応じて家庭訪問、ケース会議等を行い、個々の支援について、関係機関との情報共有、支援の役割分担を行っています。

経済的な問題、養育環境、子どもの発達等、問題が多様化、複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要になってきます。また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりの検討が必要です。

● 施策の内容

施策	内容	担当課
児童虐待への的確な対応	配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。 また、家庭児童相談業務では、様々な問題を抱える家庭について、日常的に相談を受け付け、必要に応じて適切な関係機関と連携し支援につなげています。	福祉事務所
子どもの権利擁護	子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳児健診の場、保育所、学校等も活用して啓発に努めます。 また、保護者が監護を著しく怠るネグレクトは児童虐待であることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを乳児健診の機会などを活用し、周知に努めます。	福祉事務所
児童虐待に関する情報の周知徹底	予防・早期発見に視点をおいて、児童虐待防止について啓発していきます。	福祉事務所
地域の関連機関との連携	要保護児童対策地域協議会を通じて、各機関の連携を深めて、早期発見、早期対応に努めます。 また、対象となる児童・家庭にどのような支援が必要かをケース会議や実務者会議にて関係機関と情報共有し、支援を行います。	福祉事務所

施策	内容	担当課
地域での見守り体制の構築	児童虐待防止コーディネーターを配置し、民生児童委員や児童相談所との連携を深めて、児童の安全確認等のための体制強化に努めます。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会の機能強化	情報共有及び連携を密にすることにより、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の専門性の強化、連携強化に努めます。	福祉事務所

②障害のある子どもへの支援の充実

●現状と課題

障害のある子どもや家庭への支援では、最も利用の多い放課後等デイサービス事業について、サービス提供事業所の増加等により受け皿が拡充し、利用者数が大きく増加しました。一方、児童発達支援事業については、事業所数が少ないことや利便性に課題があり、十分な福祉サービスの提供ができていない状況です。支援制度は今後も市広報等を利用してより一層の周知に努めます。

障害のある子どもや家庭への施策については、「南国市障害者計画・南国市障害福祉計画・南国市障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障害の原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや発達障害等の早期発見のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

●施策の内容

施策	内容	担当課
障害の早期発見	<p>発達の遅れや心身に障害のある就学前児童について、地域での療育機能の充実や、県の福祉保健所や療育福祉センター等の専門機関との連携を図り、早期療育体制の整備を推進します。</p> <p>また、保健福祉センターの乳幼児健診の現場では、小児科医と連携し、発達障害等が疑われる子どもの早期発見に努め、保護者の相談できる体制を整えていきます。</p>	福祉事務所 保健福祉センター
社会参加の促進	<p>地域生活支援事業の移動支援や放課後等デイサービス等により、障害のある子どもが地域のイベント等へ参加できる支援を行います。</p>	福祉事務所
相談体制の充実	<p>指定障害児相談支援事業所をはじめとする関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障害児への相談支援体制を強化します。</p> <p>また、指定障害児相談支援事業所が不足しているため、新規事業所の設置を働きかけます。</p>	福祉事務所

施策	内容	担当課
日中一時支援事業	<p>日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障害のある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、継続して日中一時支援事業を行います。</p>	福祉事務所
児童発達支援事業	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施するため、継続して児童発達支援事業を行います。</p>	福祉事務所
児童発達支援センター事業	<p>地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。</p>	福祉事務所
放課後等デイサービス事業	<p>学校に就学している障害のある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所をつくるため、継続して放課後等デイサービス事業を行います。</p>	福祉事務所
障害児保育の推進	<p>一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、常に家庭、専門機関等との連携を密にした、きめ細かな保育を実施します。</p>	子育て支援課
特別支援教育の充実	<p>合理的配慮協力員を配置しながら、特に知的障害特別支援学級の生活単元学習の精度を上げていく取組を中心に行っています。</p> <p>また、特別支援教育学校コーディネーターを中心として、校内支援委員会の充実等を図るとともに、特別支援教育支援員を各校に配置し、学級担任等と連携しながら、障害の実態に応じた適切な教育を行います。</p>	学校教育課

施策	内容	担当課
支援引継ぎシートの活用	<p>就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、幼児児童生徒の必要な支援の引継ぎを「引継ぎシート」をもとに確実に行っていくよう努めます。</p> <p>また、個別指導計画、支援シート作成方法等の保育専門研修を通じて、特別支援教育の視点に基づいた保育の質の向上を図り、次の機関に支援を引き継いでいます。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>

③ひとり親家庭の自立支援の推進

●現状と課題

近年、ひとり親家庭が増加し、そのことにより子どもの環境も変化しています。

本市の婚姻件数は200件前後で推移しており、平成29年は200件となっています。一方、離婚件数は100件前後で推移しており、平成29年は85件となっています。離婚の増加は子どもを取り巻く環境に変化をもたらし、ひとり親家庭の増加要因のひとつにもなっています。ひとり親家庭では、育児・家事の負担も大きいことから、経済的な援助だけでなく、家庭・育児相談や家事援助等、在宅支援も必要となります。

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び高知県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、自立と就業の支援を基本とし、子育て家庭の生活支援や就業支援等を推進します。

●施策の内容

施策	内容	担当課
子育てや生活に関する支援の充実	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行います。	子育て支援課
就労支援の充実	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、就労支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費を助成します。	子育て支援課
母子・父子家庭への経済的支援	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度やひとり親家庭自立支援事業費補助金等の就業援助を引き続き行います。	子育て支援課

④子どもの貧困対策の推進

●現状と課題

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、平成 27 年時点で 17 歳以下の子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。中でも子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は 50.8%と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。

貧困の状態にある子どもたちが社会人となり自らも貧困から抜け出せないといった、貧困の世代間連鎖の問題が大きくクローズアップされています。こうした貧困の連鎖を断ち切る支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

●施策の内容

施策	内容	担当課
奨学金制度の周知 【再掲】	教育費の負担を軽減するため、各種奨学金資金制度の周知に努めます。 返還に関し、滞納および延滞金が生じるケースがあることから、滞納者及び連帯保証人と支払計画について、しっかりとした協議を行います。	生涯学習課
子育てや生活に関する支援の充実 【再掲】	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行います。	子育て支援課
就労支援の充実 【再掲】	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、就労支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業 【再掲】	18 歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費（保険診察分）を助成します。	子育て支援課
放課後等における学習の場の充実	小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。 また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、授業から放課後までの学習支援を担う学習支援員の配置も拡充します。	学校教育課

施策	内容	担当課
生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、子どもが自ら困難を解決できる力を身に付け、貧困の連鎖を防ぐことを目的に、生活困窮世帯の子どもへの学習援助、生活習慣・育成環境の改善に取り組めます。	福祉事務所

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、教育保育施設、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、教育保育施設をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPO等、各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

2 情報提供及び周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や市のホームページを活用して公開し、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の進捗管理及び評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し (Plan)、実践する (Do) することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価 (Check)、改善 (Act) が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「南国市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。



資料編

1 南国市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、南国市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、20 人以内の委員で組織する。

2 会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関し知識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和 34 年南国市条例第 39 号)の別表のその他の委員の規定を準用する。ただし、南国市議

会の議員が委員である場合は、委員として受けるべき報酬は、支給しない。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則(平成 27 年条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 22 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 南国市子ども・子育て会議条例

令和2年1月1日現在

条例 第2条 2項	区分	氏名	備考
第3号	子どもの保護者	山本 周佑	南国市保育所（園）保護者会連合会代表
第3号	子どもの保護者	中町 恭子	学童保育保護者代表
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	山口 和香	久礼田保育所長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	久武 玲子	長岡東部保育園長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	宮崎 啓子	たちばな幼稚園長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小松 幸	フレンド幼稚園長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	澤本 吉子	南国市学童保育連絡協議会理事長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	佐竹 玉衣	吾岡保育園長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	島内 祥夫	岡豊小学校長
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	岡田 哲夫	南国市民生児童委員協議会長
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	野島 明子	南国市母子保健推進員代表
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	有田 尚美	高知県幼保支援 スーパーバイザー
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	田村 由香	高知学園短期大学准教授（幼児保育学科）
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	土居 篤男	南国市議会教育民生常任委員会委員長
第1号	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	大井田 典子	教育委員
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	山本 由香	南国市保健福祉センター地域保健係長
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	吉本 晶先	南国市福祉事務所こども相談係長

第2期南国市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 南国市 子育て支援課

〒783-8501

高知県南国市大桶甲 2301 番地

電話 088-880-6562

FAX 088-863-1167

E-MAIL: n-kosodate@city.nankoku.lg.jp